

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 )			
日 時	令和元年 9 月 2 7 日 (金)	開 議	午前 1 0 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 2 分
場 所	第 1 委員会室 (書類審査) 及び第 2 委員会室 (総括質疑)		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	中村 (吉宏) 委員長、高野副委員長、横尾・面野・高橋 (龍)・丸山・秋元・高木・須貝各委員		
説 明 員	市長、教育長、小林・林下両監査委員、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました中村吉宏でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努めてまいりたいと思いますので、委員並びに説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には高野委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に秋元委員、高木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村誠吾委員が面野委員に、佐々木委員が高橋龍委員に、濱本委員が高木委員にそれぞれ交代いたしております。

過日開催されました理事会において、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを御報告申し上げます。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘密会)

(秘密会解除)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○須貝委員

質問させていただく前に、私にとってはこれが初めての決算特別委員会でございますので、初めに少しだけ、この委員会に臨むに当たっての考えを述べさせていただきたいと思います。

小樽市の財政は大変硬直化しており、自由な発想でどんどん使えるお金は多くないと認識しております。であるからこそ、知恵を絞って、汗をかいて、今を改善する。そして、将来の小樽のために仕事をするのが重要であると考えます。私も市民から負託を受けた議員として、この厳しい財源をどのように使うのか、また、使われたのかを背筋を伸ばしてチェックしてまいりたいと考えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎産業港湾部に係る決算について

さて、そのように考えますと、今回の産業港湾部でのガントリークレーン故障による損害賠償の件は、私はもっ

と市民のかわりに怒らねばならない、たださねばならなかったと、反省しているところであります。

重要なのは責任を追及することではなく、同じ過ちを繰り返さないことであると考えます。今回の賠償額の4,623万円は今年度に計上しますので、平成31年度の決算で改めて指摘があるというふうに思いますが、私は30年度より少し過去をひもとくことによって産業港湾部としての課題を抽出する。そして、この問題がたまたま起こったのか、それとも必然的に起こるべくして起こったのか、問題提起をさせていただきたいと考えております。それでは、産業港湾部の決算に関して質問をさせていただきます。

まず、産業港湾部長にお尋ねしたいのですが、もしかすると担当部局からの説明になるかもしれませんが、30年度の決算において、ゴルフ場利用税交付金、それから地方特例交付金及び市税の職員による徴収金額は幾らになるのかお答えいただきたいと思っております。

**○（財政）財政課長**

ゴルフ場利用税交付金と地方特例交付金について答弁させていただきます。

平成30年度決算において、ゴルフ場利用税交付金は3,393万8,940円、地方特例交付金は4,002万8,000円となっております。

**○（財政）納税課長**

次に、市税の職員による徴収状況としましては2,898件、3,441万5,239円となっております。

**○須貝委員**

それではもう1点、角度を変えまして、市税の差し押さえ金額で具体的には預貯金の差し押さえという金額があると思うのですが、これは幾らになりますか。

**○（財政）納税課長**

預貯金の差し押さえの状況につきましては1,328件、5,193万5,059円となっております。

**○須貝委員**

ここまでこの金額をお聞きして、私が何を言いたいのかおわかりいただけるかと思っておりますけれども、この4,000万円という金額の重さを理解していただきたく、同じような税収のところを今お答えいただきました。これに関して、この重さについて、港湾担当部長、何か御意見、御見解をいただけませんか。

**○（産業港湾）港湾担当部長**

今回のガントリークレーンの故障についてでございますけれども、今、ほかの部局の方々からも、こういった税にかかわる金額等が示されましたが、まずもって私どもとしては、こういった市民の税金をいただきながら運営しているという立場にあって、今回のような事故を発生させてしまったということにつきましては、大変申しわけないというふうに思っているところでございます。

先ほど、委員からの御指摘もありましたけれども、私どもとしましては、二度とこういうことを起こさないよう、できる限りの再発防止策をとって、このコンテナ航路の管理、運営に当たっていきいたいというふうに考えているところでございます。

**○須貝委員**

この産業港湾部という部は、市政運営上、私は小樽市のエンジンに相当する、非常に重要なセクションの一つであるというふうに見ております。したがって、扱う予算金額も大きいですし、華やかな場面に参加される機会も非常に多いと思っております。

しかし、その一方で、先ほど示された課、部の方々がかつこつと税収を積み上げて確保している。この状況を私は決して忘れてはいけないというふうに思っております。この大きな責任を背負っていることを、ぜひ再認識していただきたいと思っております。

そこで、この産業港湾部の収益状況についてお話を聞きたいのですが、初歩的な質問で申しわけありませんが、

産業港湾部としての歳入構造を見ますと、とどのつまり収益は港湾の使用料、手数料で上げるという理解でよろしいでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

ただいまの御質問でございますけれども、須貝委員のお示しされたとおりでございます。

○須貝委員

それでは、一般論としてお聞かせいただきたいのですが、仮に1万トンの船が1,000万円のコンテナを荷揚げしたとして、概算で幾らの収益になりますか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

ただいまの質問でございますけれども、荷揚げに係る荷役機械の使用料などの歳入につきましては、コンテナなどの貨物の価格によらないため、歳入を算出することはできません。

○須貝委員

手数料、使用料にはこの重量や金額は関係ないということです。

そうしますと、仮に、1,000万円の収益を上げるためには、どういう作業が必要なのか、幾つか具体例をお示しいただけますか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

ただいまの御質問でございますけれども、1,000万円の歳入については、一つの例示になりますが、大型クルーズ船のダイヤモンド・プリンセスなど10万トン相当の、これは、総トン数は重さではなく容積トン数になりますけれども、10万トンを超えるクルーズ船が小樽港に入港しまして、例えば10時間係留した場合に、係留施設使用料が約90万円、入港料が約25万円となり、合計約115万円となります。1,000万円の歳入については、このクルーズ船が小樽港に9隻入港いたしますと1,000万円を超える歳入となります。

○須貝委員

これからいきますと、やはり1,000万円を上げるということは、すごく大変な仕事だということがよくわかります。

これは釈迦に説法かもしれませんけれども、一般にメーカー、これも利益率によって違うと思いますが、私が昔いた製薬会社のようなところは、利益率が非常に高く40%とか35%。そこから、例えば食品メーカーのように10%を切るところもあろうかと思えます。卸売業に至っては利益率1%を死守する戦いをしているということです。我々民間企業に身を置いた者は、その1%の重みを背負って仕事をしています。今こちらにいらっしゃる、この小樽市役所にいらっしゃる幹部の方々にも、この重みをぜひ理解して、大事な財源の運用をお願いしたいというふうに思えます。

◎港湾整備事業特別会計について

それでは、港湾整備事業特別会計についてですが、直近5年間の単年度の収支、こちらをお示してください。

○(産業港湾) 港湾振興課長

単年度の収支において、一般会計との繰出金、繰入金の額で説明いたしますと、平成26年度は1,091万7,000円、27年度は4,928万円、28年度は1億3,328万3,000円、29年度は2,378万2,000円の黒字を一般会計の繰出金として計上しておりましたが、30年度は9,425万6,830円の赤字となり、一般会計からの繰入金として受け入れ、補填しております。

○須貝委員

ずっと単年度で黒字を続けてきたわけですがけれども、平成30年度の赤字になった理由をお答えいただけますか。

○(産業港湾) 港湾振興課長

まず、平成27年度から29年度には、歳入面で土地の売却がございましたが、30年度は土地の売却がなかったこ

と。歳出につきましては、中央2号上屋の底地を国から買い取ったことと、多目的荷役機械の故障に伴う補修費、これらが主な原因となっております。

○須貝委員

気になるワードが出てきましたけれども、まず上屋使用料の減少の理由というのはありますか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

海上貨物の減少により市営上屋の利用面積が減少しているのが原因だと思われます。

○須貝委員

減少理由を聞きましたけれども、確かに平成26年度ぐらいから見るとかなり減ってきているのです。これは今後の産業港湾部としての大きな課題かと思って、私も見ていました。ただ、これはライバル港がたくさんありますので、どれだけ小樽として魅力的な発信をできるかということが重要だと思うのですが、これが理由であると。

少し角度を変えますと、性質別経費で見ますと、維持補修費が大きくふえています。これは先ほども言った件の理解でよろしいですか。

○(産業港湾) 港湾整備課長

港湾整備事業特別会計におけます維持補修の増加した理由についてということでございますけれども、平成29年度は、上屋の修繕等にかかります上屋補修工事費のみの決算額でございました。

30年度については、この上屋補修工事費のほかに、先ほど港湾振興課長も申したとおり、多目的荷役機械維持補修費が増額となったことが原因となっております。

○須貝委員

もう少し詳細をお聞きしなければだめなのですが、歳出の詳細を見ますと、港湾整備事業費があつて、これが管理費とひき船整備事業費に分かれます。この管理費の内訳がもう一つイメージできないのですが、この11番の需用費から12番役務費、そして27番の公課費までの解説をお願いできないでしょうか。

○(産業港湾) 港湾振興課長

管理費の需用費から公課費までの簡単な説明になりますけれども、まず需用費につきましては、光熱水費、消耗品・燃料費などに分かれておりまして、コンテナターミナルや上屋の電気料、消耗品は事務用品や消火器、燃料費は船舶用の燃料などとなっております。

12番の役務費につきましては、保険料や手数料などからなっておりまして、保険料としてはひき船の船舶保険料、手数料といたしましては不動産鑑定評価の手数料などとなっております。

13番の委託料につきましては、ひき船の運行保守管理業務委託料、多目的荷役機械の点検保守業務の委託料などとなっております。

14番の使用料及び賃借料につきましては、ひき船の使用料などとなっております。

15番工事請負費につきましては、上屋の新築や改修の工事費となっております。

17番公有財産購入費、こちらにつきましては国有地の買い取り代となっております。

18番備品購入費ですけれども、これは固定式スプレッドのクレーンの吊り具の購入などとなっております。

19番負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては、電柱移設の工事負担金などとなっております。

27番公課費につきましては、租税公課費ということで消費税及び地方消費税となっております。

○須貝委員

そうしますと、機械の保守点検経費というのは、その委託料に含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○(産業港湾) 港湾振興課長

委員のおっしゃるとおり、13番委託料のところになります。

○須貝委員

ちなみに、その多目的荷役機械維持経費ですけれども、平成30年度は幾らかかりましたか。

○(産業港湾) 港湾振興課長

まず、例年の保守点検業務としましては3,572万3,392円。もう1点ですが、故障に伴う緊急対応といたしまして1,715万6,000円となっております。

○須貝委員

少しレギュラーだったかもしれないですけれども、私が見た中では多目的荷役機械維持補修費が平成30年度、2,187万5,600円という数字を見たのですが、いずれにしても、そのくらい大きなお金が維持補修にかかっているということです。

それで、この大型機械、ガントリークレーンしかないのかもしれないですけれども、この保守点検は外注していると思うのですが、この業者の選定はどのような方法で発注していますか。

○(産業港湾) 港湾整備課長

多目的荷役機械の保守点検業務に係ります業者の選定方法、発注方法についてですけれども、小樽市建設工事指名競争入札参加資格者名簿というものがございまして、それに登録されております機械器具設置工事、これは道内の業者になります。これに登録されている業者のうち指名競争入札における参加対象工事金額の基準というものがございまして。これは400万円以上の中で取り扱っていますけれども、これによってAランクというランクであります24社の会社がございます。これに対して、この多目的荷役機械の点検業務を履行できるかできないかということの意向調査を行った上、参加する意向がある業者に対して、基本的には指名競争入札を実施する予定でございました。

しかしながら、やはり多目的荷役機械というのは特殊性が非常に高いものですから、結果的に履行可能という御回答をいただいたのが1社しかございませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約としております。

なお、保守業務についても同様でございます。

○須貝委員

かなり特殊性のある機械ですので、1社の入札であるということですが、例えば、この保守点検もろもろで、先ほど3,500万円と1,500万円とおっしゃっていましたが、年間約5,000万円かかっているかと。この金額は見合った金額だとお考えですか。

例えば、ほかの港にもガントリークレーンがあると思うのですが、そういうのと比べた結果はどうなのでしょう。見合った金額というふうに、難しい質問かもしれないですけれども、個人的な見解でも結構ですが、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾整備課長

今、委員から御質問がありましたこの契約金額の妥当性についてということですが、隣の石狩湾新港にもガントリークレーンがありますが、小樽港で、この保守点検業務を行っている契約金額については、我々としては妥当な金額だというふうに認識しております。

○須貝委員

私は、この石狩湾新港管理組合のガントリークレーンの保守点検業務処理要領というのを拝見しました。機械関係、電気関係、それから稼働時間など、詳細がチェックされているようですけれども、残念ながらネットで見ると小樽市にはヒットしなかったのですが、小樽市も同様の検査をやっているのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾整備課長

小樽港におけます多目的荷役機械点検業務の実施に当たっては、特記仕様書によるほか多目的荷役機械月例点検

実施要領及び多目的荷役機械年次点検実施要領書に基づいて行われているところでございます。その内容については、石狩湾新港と同様に、機械関係、電気関係の各設備について点検を行っているところでございます。

**○須貝委員**

それでは、この月次点検と年次点検に関して、その業務報告書があると思います。この業務報告書には、最終的に誰がサインをして承認しているのか、一番下から最上位者までお示しいただけますか。

**○（産業港湾）港湾整備課長**

月例点検及び年次点検の報告書については、点検業者から報告書の提出を、まず本市の業務担当者が報告書の内容を確認した上で、上司である主査、課長に対して、異常等の有無について、あるかないかを含めて報告されているところでございますけれども、その際にサイン、署名というものをしているかどうかについては、その際には特に署名等は行ってございません。

**○須貝委員**

この役所の仕組みを、私はまだもう一つ理解し切っていないのかもしれませんが、これだけの大きな金額が動く案件で、本当に主査、課長までとまって、そこから先の決裁がない、回覧がないということは、普通に行われていることなのですか。どなたかお答えできる方で結構ですので、お願いします。

**○（産業港湾）港湾整備課長**

まず、多目的荷役機械の保守点検業務にかかわらず、例えば、港湾の施設の改良工事とか改修工事に当たって、当然、工事の途中経過で施工業者と協議を行うわけですが、一般的には発注者側としては課長どまりの協議となっております。

**○須貝委員**

こちら辺も、それでいいのかわかるかな。これだけ産業港湾部、港湾室としては、この金額が大きいと思うから、あれかもしれないですが、やはりこんな二千数百万円、三千数百万円、4,000万円と動くようなもので、何かあって、こういうようなシステムで本当に責任がとれるのかわかるかな。

私は、この中でもっとたくさんの方が回覧をして、その中で、よく確認しないで判を押すのではなくて、きちんと問題提起されていたことがあるのではないかと、思って質問したのですが、そこまで至っていないということで、これは一つ大きな問題ではないかというふうに思います。

保守点検業者との契約内容、この事件、事故に関する責任負担というのは条項として入っていますか。

**○（産業港湾）港湾整備課長**

保守点検業者との契約内容について、事件、事故に対する責任負担のことは条項として記載されているかということですが、多目的荷役機械の保守業務、点検業務における契約書では、そういった事件、事故という文言は記載されておきませんが、業務履行の期間内に受託者または第三者に受けた損害がある場合についての損害賠償に関する条項がございます。

**○須貝委員**

損害賠償の規定には今回は当てはまらないというような話なのではないでしょうか。逆に言えば、今回の件からして、この保守点検業者は、どのような見解をお示ししたのか、あわせてお答えいただけますか。

**○委員長**

委員長から須貝委員に申し上げます。

もし、ことしの予算に関連することであれば、当委員会では質疑ができません。それを再度確認させていただいた上で、もし御答弁がいただけるようであれば説明員の答弁を求めます。

**○（産業港湾）港湾整備課長**

この契約書で定められています損害賠償に関する条項についてですが、これは多分、業務期間中において、

例えば受託者である施工者が誤った施工方法だとか誤った資材を使っている中で発生した、例えば、仮設している足場が倒れて業者の作業員がけがしたとか、そういった場合については、その受託している業者の責任で費用を負担してください、もしくは、第三者にそのことによって被害を与えた場合は、受託者がそれは賠償してください、といった趣旨だというふうに認識をしているところでございます。

昨年のインバーターの故障等については、確かに点検等では、報告の中では異常等は確認されておりませんでした。また、その際に業者にも聞きましたけれども、仮にメーカーの方が現場に来て、その盤の中を開いて見ても、予見はできないということをはっきり言われました。

では、それはどうすればわかるのかということになりますと、やはりその部品を取り外して、工場に持って行って、分解して、その中の回路ですとかコンデンサーとか、いろいろ細かい部品を確認しなければ、そこまで予見はできない、不可能であるということをはっきり言われていましたので、今回のような案件は適用できないかというふうに私は考えています。

#### ○須貝委員

委員長からも指摘がありましたので、私は平成30年度までの中でのその業者とのやりとり、それから、部内でのそういう点検マニュアル、そういったものについてお聞きしたいと思ったのです。

少しはしよりますけれども、私は、今回の件は、これは老朽化というハード面を隠れみのに、言いわけにしたソフト面の問題であると思っています。これはヒューマンエラーの側面が大きいのではないかというふうに思っているのです。なので、ここで、例えば保険はきかない。業者も責任はとってくれない。何もしてくれない。そしたら、やらなければならないのは、部内できちんとこういう機械に対して、どういう点検をするのか、自主防衛をするのかということが重要であるというふうに考えています。

では、部内では、もう一度聞くことになるかもしれませんが、こういった作業報告を、どう作業をして、どうやって点検していくのか。あるいは、日常業務でどういう報告がなされているのか、そういった点検マニュアルがあるのか、点検スケジュールがあるのか、それについてお聞かせいただけますか。

#### ○(産業港湾)港湾整備課長

まず、点検マニュアルについてですが、これは委託者である市側の点検報告書の内容のチェック体制のことについてということかと思うのですけれども、そういった文言で整理されたマニュアル等というのは、現在のところ整備されていないのが現状でございます。

ただ、委員の御指摘にもあるとおり、日常的には報告書をもって、異常の有無があるかないかによって大きく行動が変わってくるわけですが、常日ごろ利用者との連絡は密にとっているつもりでおりますので、異常があった際には点検業者を通さず直接そういった情報を提供していただく場合もでございます。

そういった中で、我々も報告書の中で、もし異常だとか、例えば、利用者から、少し気になる点があるといった相談があった場合は、当然、業務担当者もしくはその上司である主査、いなければ私だとか、現場に赴いた中で現状を確認するなど、そういった中で現在は対応しているところでございます。

#### ○須貝委員

本当に私はこの小樽にとって、港湾のこの施設は一番重要であると、最も重要であると思っています。できれば、もっと荷揚げ高を上げて、そして、市の中心部が活性化していただきたいと。そのための費用であれば、これは幾らでも、やはり先行投資も必要だろうというふうに思っています。

ただし、先ほど言いましたように、少しその老朽化ということを言いわけにしたソフト面の不備、具体的に言うと、ルーチン化した作業のなれからくる油断や見落とし、それからバックアップ機能の点検不備とか、こんなことを日常の今の部内の中でもう一度点検をして、そして、同じようなことが起きないように、さらに言えば、よりこの小樽市のエンジンとして活躍していただかなければならないので、ぜひ産業港湾部として、この部内の仕組みを

もっときちんとつくっていただきたいというのが私の思うところであります。

ぜひ平成31年度の決算は、今回の件があってリカバリーできないというようなことのないように、最善を尽くしていただきたいということで、いろいろ質問はありましたが、この件はこれで終わりにさせていただきたいと思っております。どうぞ令和元年度の決算はよろしくお願い申し上げます。

◎一般会計について

では次に、一般会計について一つ質問させていただきたいと思っております。

商工費において、予算額と支出額、不用額、これをお答えいただきたいと思っております。

○（産業港湾）商業労政課長

平成30年度の商工費につきまして、予算現額は26億7,746万9,000円、支出済額は23億9,046万4,220円、不用額は2億8,700万4,780円であります。

○須貝委員

予算執行率が89.3%、不用額は2億8,000万円ということで、非常に大きな不用額が生じているわけですが、これの理由をお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

商工費において、不用額が発生した理由、主な事業についてでありますけれども、中小企業経営安定健全化資金貸付金が1億4,997万7,000円。次に中小企業設備近代化合理化資金貸付金が1億502万3,000円。次が朝里川温泉設備消毒洗浄事業費は1,000万円。次に創業支援事業費が502万1,000円。次に歩行者用案内標識再整備事業費が454万2,000円、こういったこととなっております。

○須貝委員

トイレの洋式化とか、もろもろで皆増した事業もありますし、今おっしゃったような大きく減少したのものもあると、中身を見ればわかるのですが、私がここで問題にしたかったのは、厳しい財源の中から予算化したものですから、このような執行率にならぬよう、ぜひとも正確な予算化をお願いしたいということで質問に取り上げさせていただいたのですが、これに関しての見解はいかがですか。

○（産業港湾）商業労政課長

商工費に問わず市の予算の見積もりにつきましては、当然最低限の経費で最大の効果を得るために、予算要求に当たっては予算の見積もりをしっかりとやっているところをごさいます、これにつきまして、今後もそういった形で予算はしっかりと見積もりをしてまいりたいと思っております。

○須貝委員

実は昨日、財政部から、これは一般財源に影響しないのだということの説明を受けましたので、私は矛をこれでおさめようというふうには思います。

ただし、今、課長からお答えがありましたけれども、やはり予算を立てる、エスティメーションといいますか、これの力というのは管理者にとっては重要な問題で、戦略を立てる上でも、これは最重要の要素であると思っています。

ここが揺らげば、立てた目標も、戦略も達成できないと私は考えています。マーケティングのまさに基本中の基本であると思っていますので、今後ともしっかりとするどい予算組みを心がけて、ぜひ小樽市のために仕事をしていただきたいというふうに考えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

○高木委員

◎滞納繰越について

私も新人で初めての決算特別委員会ですが、財政が非常に厳しい状態にあります。その一部でありますけ

れども、滞納の繰り越しについて確認をさせていただきたいと思います。

まず、この滞納繰越で、これは本市の責任ではないというふうに思いますが、現状とその背景について伺いたいと思います。

○（財政）納税課長

一般論でございますけれども、長引く不況もあり、個人所得の低迷や企業業績の悪化の影響もあるかと思えます。また、個人市民税に関しましては、前年の所得により課税される税金で、所得税のように毎月源泉徴収する税金ではないため、突然職を失うなどにより払えなくなることもあったり、また固定資産税・都市計画税に関しましては、現在の収入の有無にかかわらず資産を保有していることにより課税される税金であることや、所有する不動産によりましては税額が高額になる場合もあるなど、それらが複層して滞納となる場合があります。

○高木委員

現状は確認をさせていただきました。

当初予算の中で、会社という売掛金になると思うのですが、会社は売掛金が翌年に繰り越すということはないのですが、あるいはこの滞納繰越によって予算計上すると、その決算の中で何%ぐらいが回収できるというふうに見込んでいますか。

○（財政）納税課長

平成30年度の滞納繰越分につきましては、主な税率としまして、個人市民税49.6%、法人市民税31.7%、固定資産税1.8%、都市計画税1.3%、軽自動車税40.0%、市税合計としましては3.0%を見込んでおります。

○（医療保険）保険収納課長

国民健康保険料につきましては、滞納繰越分は23.1%と見込んであります。

○高木委員

これは各年で目標の回収のパーセントは上限はありますけれども、その売り掛けの中で回収が1年ごとに多分変わると思えます。実数に向けて予算立てをしなければ、またその滞納がふえる、減るといふのがあるので、ぜひそこを見込んで予算計上していただきたいと思います。

◎収入率について

次に、収入率について伺いたいと思います。

過去5年間の収入率はどうなっていますか。まずは個人市民税、法人市民税、固定資産税などの市税、また国民健康保険料についてお願いします。

○（財政）納税課長

市税の収入率でございますけれども、平成26年度、現年課税分95.9%、滞納繰越6.6%、合計で72.3%。27年度、現年分96.3%、滞繰分7.7%、合計で73.6%。28年度、現年分95.9%、滞繰分5.6%、合計で72.7%。29年度、現年分96.7%、滞繰分5.2%、合計で72.3%。30年度、現年分98.8%、滞繰分3.6%、合計72.7%です。

○（医療保険）保険収納課長

国民健康保険料につきましては、平成26年度、現年度分94.9%、滞納繰越分18.6%、合計85.2%。27年度、現年度分95.1%、滞繰分21.4%、合計86.0%。28年度、現年度分95.3%、滞繰分21.4%、合計86.5%。29年度、現年度分95.2%、滞繰分24.1%、合計86.2%。30年度、現年度分96.4%、滞繰分28.3%、合計87.7%。

以上となっております。

○高木委員

この収入率は、過去5年の中では市民税等減ってきている、そういうふうになっていると思います。その中で、回収の仕方、またはなぜそうなったかという成果がわかればお答えいただきたいと思います。

○(財政) 納税課長

市税の収入率ですが、微増傾向にございまして、その要因としましては、納税課におきまして平成24年度に組織を見直し、グループ制にしたことによりまして、滞納者個別の滞納状況により柔軟に対応できる体制をとってきたところでございます。

これによりまして、早期の納税交渉や滞納処分が可能となりまして、その結果として、現年課税分の収入率が向上し、滞納者数の減少に大きくつながったことにより全体的に増加傾向が現在も続いているものでございます。

○(医療保険) 保険収納課長

国民健康保険料に関しましては、職員、早期納付特例員、特別徴収員、これらの3者の連携強化によりまして収納管理の徹底を図ってきたこと、これが収入率向上の要因であると考えております。

新たな滞納者や長期滞納者の発生を抑制するために、早期納付特例員を配置し、電話催告を実施しております。また、正規職員につきましては滞納者と接触し、生活状況の聞き取りなどをしながら納付計画を立てていただいた上で納付履行状況を管理していき、その一方で特別徴収員の戸別訪問による集金で着実な納付の習慣化を促すといったような取り組みをしてございます。

○高木委員

続きまして、不納欠損についても過去の状況をお示してください。

○(財政) 納税課長

市税の過去5年間の不納欠損の傾向でございますけれども、減少傾向でございます。

○(医療保険) 保険収納課長

国民健康保険料に関しましても、近年減少の傾向にあります。

○高木委員

その中で、次に税金として分割払いだとかの実施等はしているのでしょうか。

○(財政) 納税課長

納税交渉を行っていく中で、納税者が災害や病気などにより納付が困難である場合などには、1年ないし2年の徴収猶予が地方税法で定められており、これに準じて納税者の財産状況などを把握する中で、1年ないし2年の分割納付を認めることもあり、納付計画を立てて計画的な履行を促しているところでございます。

○(医療保険) 保険収納課長

国民健康保険料に関しましても、納期内納付が大原則となっておりますけれども、個々の生活状況ですとか収支の状況、これらを伺っていく中で1年ですとか最大2年などの例外を認める場合もございます。

○高木委員

この分割の支払い緩和をさせて、ある意味、収入率というのは上がっていると思っていてよろしいでしょうか。

○(財政) 納税課長

収入率は間違いなく微増で上がっております。

○(医療保険) 保険収納課長

おっしゃるとおり国民健康保険料に関しましても、分割納付ですとか、そういった成果でもって収入率は上がっていると認識しております。

○高木委員

次に、収入率を上げるために、ある意味、地方税回収機構だとか新しい手法として、今年度は考えてきていたでしょうか。新しい手法はありますか。

○(財政) 納税課長

インターネット公売や北海道との共同催告、自動車のタイヤロックなどによりまして、納税者に対しまして納期

内納税を啓発してまいりましたが、平成30年度からクレジット納付収納の実施によりまして、納税機会の多様化に応え、収入率の向上を目指してきたところでございます。

これからも地道に現年度滞納者に対する一層早期の滞納交渉を実施することによりまして、現年度から滞納繰越に移行する滞納者を少しでも削減できるように努めてまいりたいと考えております。

また、今、委員からお話がありました回収機構につきましては、また費用対効果を見ながら、そのしかるべきときには、また考えていきたいというふうには思っております。

**○（医療保険）保険収納課長**

国民健康保険料に関しましては、これまでの取り組みを継続していきたいと考えております。特に口座振替につきましては確実な納付が見込めるものですから、口座振替の利用率を向上させるため、引き続き窓口での勧奨ですとかダイレクトメールを郵送するなどの取り組みを継続してまいりたいと考えております。

**○高木委員**

最後に一つ確認をさせていただきます。

回収できないで不納欠損する、一定程度あるわけではありますが、一般的に会社が倒産したとか、いろいろな理由があるのですが、そういう税金に対しては、どのようなタイミングで不納欠損として処理しているかをお示ください。

**○（財政）池田主幹**

不納欠損につきましては調定額を消滅する会計上の処理ということになりますが、その前段となります租税債権を消滅させるタイミングとして、まず地方税法に規定される消滅時効があり、これは5年間徴収権を行使しないと時効により消滅するものです。このほかに地方税法では滞納処分執行停止という制度がございます、これは差し押さえできる財産がない場合ですとか所在が不明などの要件に該当し、差し押さえの執行を停止することとした場合、これを3年間継続すると納税義務が消滅するというものです。

さらに、御質問にございました法人が破産した場合ですとか廃業して将来的に事業再開の見込みがない、こういった場合につきまして、今後も徴収できないことが明らかな場合などにつきましては、納付義務を直ちに消滅させる、即時消滅という規定もございます。

このように租税債権を消滅させる要件、税法上の要件はあるわけですが、我々としては不納欠損を実際に行う際には、納税者の財産ですとか収入、支出状況、こういった調査を十分に行った上で慎重な判断が必要と考えてございます。

したがって、滞納案件は安易に徴収を諦めることなく最大限の徴収努力を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○高木委員**

収入率を上げるために引き続き精査しながら頑張っていたいただきたいと思います。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

**○委員長**

共産党に移します。

**○丸山委員**

決算を見せていただいて、二、三気になる事業がありましたので、そのことについてお聞きいたします。

◎おたるファミリーサポートセンターについて

一つ目、おたるファミリーサポートセンターについてお聞きしたいのですけれども、制度について、まずお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

ファミリーサポートセンター事業、制度の内容でございますけれども、子育ての援助を受けたい方、依頼会員と申しますが、その依頼会員と、それから子育ての援助をしたい方、援助を提供する会員ということで提供会員と申しますが、それらの会員の方々の登録をまず行います。その上で、援助を受けたい方、依頼会員からの依頼を受けて、ファミリーサポートセンターで提供会員とのマッチングなどのコーディネート、それからアドバイス、そういったことを行いながら子育て支援の援助活動を進める事業でございます。

○丸山委員

利用ができる方の要件と、実際の利用状況についてお答えください。

○（福祉）こども育成課長

まず、利用ができる方の要件ですけれども、小学校6年生までの子供をお持ちの世帯で、それぞれ家庭で保育ができない事情が生じた際に提供会員に援助の依頼をすることができるというふうになっております。

それから、利用状況でございますが、平成30年度につきましては、援助を提供した件数はトータルで684件になっております。

○丸山委員

平成30年度の提供会員と依頼会員の数、会員の数をお示してください。

○（福祉）こども育成課長

会員ということで、平成30年度末の登録会員数でございますけれども、まず援助を提供する提供会員の数は140名です。それから、援助を受けたい依頼会員につきましては362名。それから、提供もするし依頼もしたいという両方会員が30名、合わせまして532名でございます。

○丸山委員

会員が532名、利用状況が684件ということでしたが、事業費の予算が636万9,000円です。執行額が635万5,000円ということですが、この事業費の内容についてお答えください。

○（福祉）こども育成課長

まず、おたるファミリーサポートセンターという事業の事業者に支払う委託料としまして632万8,033円です。それから、依頼会員は、病気の子供を預かってほしいですとか、それから当日緊急で預かってほしいといった場合に、その世帯が住民税非課税世帯またはひとり親世帯、またはダブルケア負担が必要な世帯であれば、利用料の助成をしております、その扶助費としまして2万7,450円執行しております。合わせて決算額としましては635万5,483円となっております。

○丸山委員

今、委託して、その事業者が運営をしているということだと思っておりますけれども、その委託料の内訳をお示してください。

○（福祉）こども育成課長

委託料の内訳ですけれども、まずファミリーサポートセンターに配置されておりますアドバイザー1名、コーディネーター3名の賃金としまして342万8,244円執行しております。それから、大きなところで言いますと、そのファミリーサポートセンターの事務所の経費としまして、家賃や光熱水費などですが101万6,161円執行しております。そのほか例えば、病気の子供を預かる際の医療のコーディネーターというかアドバイザーですとか、ファミリーサポートセンターで講習会を実施するときの講師への謝礼としまして、合わせて54万6,605円。それから、事

務所でのいろいろな事務や資料、チラシ作成などに係る消耗品ですとか印刷製本に係る経費としまして39万852円。それから、いろいろな郵送、電話、パソコンなどでの通信・運搬、それからファミリーサポートセンターとしての損害保険料をかけておまして、役務費としまして68万1,211円。それからコピー使用料としまして、コピー機の賃借料が23万3,280円。

重立ったところは以上でございます。

#### ○丸山委員

それでは、会員には依頼会員と提供会員とがいらっしゃるということですが、子供を見るのは提供会員だと思われるのですが、提供会員になる要件をお示しいただけますか。

#### ○(福祉) こども育成課長

提供会員の要件としましては、特段の資格は必要ありませんけれども、提供会員になっていただく際に提供会員の養成講習会というものがあまして、国の実施要項でも、こういったカリキュラムでやるという内容が示されておりまして、それに沿った形で小樽市でもファミリーサポートセンターでこの講習会を開催して、それを受講していただくことで提供会員として登録していただくような流れになっております。

#### ○丸山委員

そうしましたら、そういった一定のカリキュラムを終えて勉強をされた方が提供されているということですが。例えば、依頼会員に限りませんが、何か要望があったとき、苦情があった場合の窓口があるのかどうか、そして、その内容と対応事例などがわかりましたらお願いします。

#### ○(福祉) こども育成課長

依頼会員からのさまざまな要望ですとか苦情などの受け付けの窓口としましては、実際に事業をやっていますファミリーサポートセンター、それから、委託しておりますこども育成課で受け付けております。

しかしながら、実際に依頼会員からの苦情というのは、これまでなかったというふうに把握しております。苦情ではなくて、利用に際しての相談なり意見としまして、例えば、一般的な日中の預かりですと、30分当たり300円を依頼会員が提供会員にお支払いいただくのですけれども、ある程度の1日の中でも時間数ですとか、それから何日にもわたって利用するとなると利用料が高額になるといったような御意見というか、そういったもの、あと、やはり依頼会員、提供会員が1回で預かりできる子供というのが依頼会員の1人の子供が原則ですが、1対1の提供と依頼の関係の中で、どうしても人間関係といいますか相性などもある面で、依頼会員から提供会員をかえてほしいのだけれどもというような相談はサポートセンターにはあったというふうに聞いております。

あと対応としましては、そのあたりは柔軟に対応して、それ以降、それに対しての要望ですとか苦情といったものはないというふうに聞いております。

#### ○丸山委員

そういった対応をされているということですが、今の御答弁で心配だったのが、依頼会員が362人に対して提供会員が140人ということだったので、そういった変えてほしいという要望があったときに、対応し切れているのかというところが少し心配です。そして、きっとコストパフォーマンスとかも考えると、安くはないお金がかかっているということ。それから、カリキュラムに沿って勉強をされた方がやっているとはいえ、その事故などの心配がないわけではないとも思うのです。ただ、このホームページの中の案内を見ても、依頼会員と提供会員がなるべく近くの、御近所の方を御紹介するような形で運営されているというところで、そのときばかりではない人間関係もつくっていくというようなこともあるかというふうに考えております。

提供会員の研修をこれからも充実させていってほしいということと、折に触れて、その内容をチェックしていただきたい。それから、苦情がなかったということですが、要望などのフィードバックをしっかりといただいて、これからも制度の充実と、それから利用の拡大もしていただきたいというふうに思っておりますけれども、

そのあたりを一言聞かせていただけますか。

**○（福祉）こども育成課長**

委員がおっしゃるとおり、提供会員が依頼会員に比べて半分以下の数ということですので、当然、私どももそのあたりは課題として捉えているところであります。いろいろな子育て支援事業の場面など、そういった場面を捉えて提供会員の勧誘に関する周知に努めていきたいと考えております。

それから、提供会員の講習の件ですけれども、なる際に養成講習会を受けていただきますが、市では必ず2年に1回、提供会員になられている方について、フォローアップ研修というものをやるように決めております。その中で、さらに危険防止という意味合いでは救命救急の講習ですとか、それから病児、病気の子供を預かる際の研修等も含めて必ずフォローアップをやるように心がけております。

おっしゃるように、これからも安全で安心な子育て支援の環境づくりの一つとして、このファミリーサポートセンター事業をより充実させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○丸山委員**

よろしく願いいたします。

**◎キャリア教育推進事業費について**

そうしましたら、質問を変えて、キャリア教育推進事業費についてお聞きしたいのですけれども、とてもいい取り組みだと思っていて、ただ、平成30年度の予算が30万円で、執行額が10万円と少なかったのです。そのことでお聞きしたいのですが、キャリア教育推進事業の狙いについてお聞かせください。

**○（教育）学校教育支援室大山主幹**

キャリア教育推進事業の狙いにつきましては、本市の児童・生徒が職場体験などの体験活動を通して、学ぶことや働くことの意義を考えて、地域の方との触れ合いを通してふるさと小樽のよさに気づき、自己の将来について考えを深める機会を設けることで、小樽の将来を担う人材育成を目指すものでございます。

**○丸山委員**

すばらしい取り組みだと思うのですけれども、これはいつから始まっているものでしょうか。

**○（教育）学校教育支援室大山主幹**

本事業につきましては平成29年度から実施している事業でございます。

**○丸山委員**

まだ取り組みを始めてから間もないということです。内容について詳しくお聞かせください。

**○（教育）学校教育支援室大山主幹**

まず、平成29年度は西陵中学校、30年度は西陵中学校に加え稲穂小学校を実践校として指定し、キャリア教育を推進するために、市内の企業などに職場見学や職場体験をする際の交通費ですとか職業講話の講師謝礼などの支援を行うものでございます。西陵中学校と稲穂小学校の取り組みにつきましては、市内各小・中学校のキャリア教育推進の参考とするために、教員向けのキャリア教育研修講座を開催し、その中で実践校の取り組みを紹介したり、各学校の取り組みをまとめた実践事例集に掲載して、市内小・中学校の全教職員へ配付するなどして、実践の成果を広げております。

また、学校関係者や関係団体などで構成する小樽市キャリア教育推進会議を開催し、小学校から高校まで体系的なキャリア教育を推進するための協議を行っております。

**○丸山委員**

今、講師への謝礼というのがあったのですけれども、平成30年度の講師と、その講話の内容などもお聞かせいただけますか。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

平成30年度の職業講話の内容につきましては、まず稲穂小学校では4年生を対象に、総合的な学習の時間で自分のなりたい職業について調べる学習の導入の場面で、歯科医の方や製造業の方など複数の講師を招き、今の仕事についた理由や仕事のやりがいなどについて講話を行いました。

また、西陵中学校では2年生を対象に、職場体験の事前学習としてアナウンサーの方を招き、働くことの目的や意義、自分の将来に夢を持つことの大切さなどについて講話を行っております。

○丸山委員

まだ取り組みも少ないということで、講師もそんなにたくさんいらっしゃらないとは思いますが、ちなみに女性の講師というのはいらっしゃるのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

西陵中学校でお招きしたフリーアナウンサーの方が女性でございました。

○丸山委員

今、お聞きしたのは、そういった講師を招いてお話を聞くときに、どうしても男性に偏るという傾向があると思っていて、比率でいったら普通は男性が多くなると思うのですが、女性も活躍する社会をつくっていくために、意識をして女性の講師、女性の方のお話を聞かせていただきたいと思ったもので聞いたところです。

そして、まだ西陵中学校と稲穂小学校でしかやっていないのですが、内容を聞くと意義のある取り組みだと思うので、今後予算も増額して、全市的に取り組みをお願いしたいと思います。

ただ、内容についてですが、小学校、中学校が対象ということで、こういった内容になるかというふうに思うのです。夢と希望を持って社会に出てほしい。そういうふうに子供たちに思いますが、夢を追うことというのは、一方でリスクをとるということなのです。私としては、自分の身とその人生を守る武器としての労働環境ですとか、そういった知識もお話をする機会があってもいいのではないかと考えているのですが、そのあたりのお考えを聞かせてください。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

本事業につきましては、小・中学生だけの対象ということではあるのですが、平成30年度の事業を行う中で、やはりふるさと小樽の理解を深めて小樽の未来を担う人材を育成するためには、まだ教育行政だけではなくて、市全体、それから地域の産業界などの関係機関、それから団体の協力を受けながら、小学校から高等学校までの体系的なキャリア教育に取り組む必要があるだろうというような議論もございましたので、そのあたりも含めまして、余り詳しい内容までは中学校の段階では余り学習はできないのですが、今後、高校までも視野に入れながら、小樽市として、どのようなキャリア教育を進めていけばいいかということで、今協議を進めているところでございます。

○丸山委員

昨今、労働環境が厳しくなっているというのは多くの方の認識だと思います。そのことを踏まえた上での質問でした。

◎高校生就職スキルアップ支援事業費について

次に、高校生就職スキルアップ支援事業費についてお聞きしたいのですが、この事業の狙いと実施した学校、参加した学年や内容についてお聞かせください。

○(産業港湾)商業労政課長

まず狙いですが、この業務の目的ですが、主に市内の高等学校におきまして、就職を希望する生徒の就職率の向上、あとは地元への定着を図るために実施するというのが大きな目的でございます。細かく4点ほど目的を設定しております。一つは高校生のビジネスマナーの基礎知識を身につけること。二つ目が、学校の教員ですとか高校生に市内企業をよく知っていただくと、そのために市内企業の情報を提供すること。三つ目に、高校ですと

か市内企業、我々を含めて、意見交換、情報交換、そういった情報の共有などができる機会を設けること。そして、その市内企業にしっかりと人材確保の機会を提供すること。四つ目に、いわゆる新卒者ですとか、若者の早期離職者、こういった方を対象に、主に高等学校卒業後3年未満の若い方を想定しておりますけれども、こういった方を安定した就労につなげること。こういった目的を設定してございます。

2点目に、参加した学校ですが、これは市内の高等学校全てを対象としております。平成30年度におきましては、一部参加いただけなかった高校も2校ほどありますけれども、それ以外は参加されております。

また学年につきましては、就職なので3年生が主な対象者とはなりますが、早い段階での就職の意識の醸成等もありますので、1、2年生の参加もございます。

この業務の内容ですけれども、先ほど申し上げました目的を達成するために、就職活動セミナーというのをやってございまして、一つはビジネススキル、基本的なスキルを身につける講座ですとか、あともう一つは、高校生が就職してから困らないように基本的な社会保険ですとか賃金の仕組みですとか、そういった知識を学べるセミナー、こういったものをやってございます。また、企業見学会ということで、市内企業の見学をするようなこともやってございます。また、インターンシップということで、高校生を市内の企業に、インターンシップを希望する生徒と市内企業とのそういった調整などもやってございます。また、高校生は就職に対して不安を抱いておりますので、そういったことの解消を一つの目的として、年齢の近い若い社員、先輩との交流会と我々は言っておりますけれども、こういった交流会などもやってございます。

あと、先ほど申し上げましたが、企業と高校、そして我々と情報をしっかりと共有する情報交換会、こういったのをこの業務の中ではやってございます。

#### ○丸山委員

対象となる学校が市内の高校全校ということだったのですが、例えば、就職活動セミナーにどのくらいの人数が参加しているのか。あと、市の企業見学会もされているということですが、これの参加人数をお示しいただいてもいいですか。

#### ○（産業港湾）商業労政課長

まず就職活動セミナーについては2種類ございますけれども、一つ目は基礎的なビジネス知識の講座です。これは平成30年度に9回実施しまして、参加人数は216名参加してございます。また、もう一つの賃金ですとか社会保険の基礎的なことを学ぶセミナー、これは年4回開催しまして81名が参加しております。また、企業見学会につきましては10回開催しまして29名が参加しております。

#### ○丸山委員

各学校でも、高校ということなので就職指導というのは当然やっていると思うのですが、その上で、また市がこういった取り組みをするということの意義というか、意味というか、お聞かせいただけますか。

#### ○（産業港湾）商業労政課長

意義につきましては、高校でも、今、委員がおっしゃるとおり、いわゆるキャリア教育、道立学校では必ずインターンシップに行かせるとか、そういった事業を、高校生インターンシップ推進事業などもやっていますので、さらにその上に市がやることの意義ということかと思っておりますけれども、なかなか学校の教員はお忙しい中で、生徒が複数の企業を見学したいですとか知りたいですとか、そういった要望になかなか応え切れない部分があるのだと思っております。

そういった意向というのは、先ほど申し上げましたように、意見交換会、情報交換会をやっていますので、そういう中で我々はすくい上げておまして、そういったことから、もう少し生徒の要望に丁寧に対応するために我々が補完的にこういったことをやるというのが一つの意義かというふうに考えております。

## ○丸山委員

私の子供たちも進路に悩む年齢でもありますので、いろいろあるのですけれども、まず、高校の進路指導の時期がすごく早まっていることに私はびっくりしていて、本当に入学したらすぐに進路指導。しかも進学の場合は奨学金の借り方まで説明していただけるのです。そういった中で、子供たちは進路を考えていくわけですが、どうしても市外に出て行きがちなところがあります。進学については特にそうなのですが、就職を考えている子供でも市外にというふうな、そんな流れもある中で、市の取り組みとして、こういったことをやっているというのはすごく意義があるなというふうに思っております。

先ほどもお願いしたのですけれども、厳しい労働環境の中で、自分の生活、自分の人生を守るための労働法制だとか、そういったことのお話もされているということですが、また充実させてほしいということと、あとは予算的には260万円執行されています。全体としてはそんなに多くない金額だと思うのですけれども、参加人数もいろいろ工夫されていらっしゃるのだと思いますが、小樽市の企業と小樽の子供たちをつなぐという、とても意義のある事業だと思います。私の子供もまだ高校生ですので、何かチャンスがあったら宣伝したいと思いますが、充実させてほしいと思っております。

あともう一つ、先ほどもお願いしたのですけれども、女性の経営者も小樽には少なくないと思っております、こういった方のお話を聞く機会というのは、昨年あたりはどうだったのか、最後にお聞きしていいですか。

### ○（産業港湾）商業労政課長

市内企業の経営者が話す機会というのは、このメニューの中では就職活動実践サポートというのがございまして、高校に出向いて、いろいろと働くことについて学ぶような、経営者がお話をするような機会があるのですが、それに関しては、残念ながら昨年は、残念ながらといいますか、女性ではないのですけれども、そういった視点というのは意識しながらやっていきたいと思っております。

また、今後充実してほしいということですが、それにつきましては意見交換会等がありますので、その中でしっかりと企業、あとは高校側の意見を吸い取りながら、酌み取りながら、事業内容というのをしっかり検討して予算要求してまいりたいと思っております。

---

## ○高野委員

### ◎国民健康保険について

まず私は、国民健康保険についてお伺いしたいと思います。

この間、日本共産党として国保の問題をずっと取り上げてまいりました。国保は無職の方や非正規雇用の労働者の方など、低所得者の方が多く加入しております。しかし、1人当たりの保険料は協会けんぽと比べても高い状況で、全国でも受診のおくれで、手おくれで亡くなっている方が小樽でもありました。

国保は家族の人数に応じて負担がふえる均等割があります。子育て世代などでは、国保と協会けんぽの保険料の格差が2倍にも広がっています。

そこでどうのですけれども、現在では18歳未満の国保の均等割の減免が、道内では旭川市が早くから始められておりますが、自治体でも広がっているところです。独自の制度で減免が広がっていることを、市として、どういふふうに捉えているのでしょうか。

### ○（医療保険）国保年金課長

全国的には、確かに新たに18歳未満の均等割を減免し始めている自治体、一部ではございますけれども、あるのは承知しておりますが、例えば、道内でいいますと、旭川市で今御指摘のとおり、18歳未満の均等割一部減免しているのですけれども、平成30年度からの国保財政の都道府県化によりまして、全道統一的な保険料を目指すという中で、旭川市においても段階的に独自の減免をやめていくというふうに、今聞いております。

いずれにいたしましても、その子供の均等割減免につきましては、子育て世代の負担軽減の観点では、非常に重要なものというふうには当然、捉えてございます。ただし、減免というのは、個別の特別な事情に応じて決定するものでございまして、画一的な減免基準を設けるといことは適当ではないことというのがございますし、また、この仕組みというのは、やはり市町村が独自に行うというよりは、国が責任を持って制度として整備すべきものというふうに考えてございますので、制度創設につきまして、全国市長会ですとか全国知事会を通じまして、国に対して強く求めているところでございます。

**○高野委員**

確かにそうです。国の責任もすごく大きいとは思いますが、今、道内では旭川市ということだったのですけれども、来年度に向けて含めると25の自治体がやろうと、全部は減額しなくても一部でもやろうというようなことも報道されたりもしているわけです。しっかり国に全国市長会だけではなくて、本市でも検討するべきではないかというふうに思うのです。

では、本市が18歳未満の均等割を5割軽減にするとしたら、財源は幾らぐらい必要になりますか。

**○委員長**

高野委員に申し上げます。

こちらの委員会は先ほども申し上げましたとおり、平成30年度の決算に関連する委員会であります。この先のことというのは、本来取り上げられないので、この点御注意ください。その上で、もし答弁可能であればお願いします。

**○（医療保険）国保年金課長**

今、令和元年度6月12日現在の人数、18歳未満の人数というのが1,343人ですけれども、その方々、現状、均等割がかかっている分を5割免除する場合の必要額ですが、1,050万円程度になるというふうに積算しております。

**○高野委員**

これまでも聞いていたので数字は出るかと思うのですけれども、2018年度の決算では、歳入総額と歳出総額の差額が約8,000万円になっています、剰余金が。この剰余金の発生理由をお知らせください。

**○（医療保険）国保年金課長**

歳入と歳出の差額、歳入のほうが多いので黒字ということになりますけれども、黒字の主な原因といたしましては、当初想定していたよりも保険料収納率が高かったこと、それと、北海道の特別交付金というのが想定より多く交付されたためとなっております。

**○高野委員**

この間、保険料が上がらないようにということで、この運営基金の1億円を活用しました。それで、先ほど言っていた剰余金が8,000万円も加算されるわけで、国民健康保険の事業運営基金の残高は5億円を超えると思うのですけれども、平成29年度から、その運営基金が4億円から5億円に積み立てしているわけです。この運営基金をためて、何に活用しようというふうに考えているのでしょうか。

**○（医療保険）国保年金課長**

国民健康保険事業運営基金の使い道についてですけれども、まず、先ほど委員が御指摘のとおり、平成31年度は30年度より保険料が著しく上がる見込みとなったため、基金から1億円投入いたしまして激変緩和を図ったところでございます。

来年度以降、保険料がどうなるかというのはわかりませんが、基金というのは、例えば、今回の31年度のように保険料が著しく上がる場合の激変緩和であったり、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために貴重な財源ということで、ある程度留保しておかなければならない財源というふうに考えてございますので、その残高ですとか将来的な繰入金金の必要額などを見きわめながら、必要に応じた適正かつ効果的な基金運用に努めてまいりたい

いというふうに考えてございます。

○高野委員

それでは、小樽市は全道の主要10市で何番目に高い保険料になりますか。

○（医療保険）国保年金課長

平成30年度末の保険料調定額を30年度の年間平均被保険者数で割り返した1人当たり保険料という形でお答えさせていただきますが、1人当たり保険料は7万6,233円となっておりまして、主要10市の中では2番目に低い額というふうになってございます。

○高野委員

小樽市は保険料が都道府県化されたのですが、北海道の標準保険料率を算定すると、応能負担割合が37、応益負担割合が67となるとところを54対46にしているのですけれども、その理由をお聞かせください。

○（医療保険）国保年金課長

これは標準保険料率を示されたけれども、なぜ54対46かという意味合いでよろしかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そういう観点でお答えさせていただきますが、平成30年度の都道府県化以前は、国民健康保険法施行令によりまして、目指すべき応能応益割合というのが50対50というふうに規定されておりましたが、小樽市の場合、低所得者層に配慮した中で、それより応能割というのを高く設定してきた経緯がございます。具体的には賦課割合というのは条例で定めておりますけれども、それまで57対43だったのを、30年度に54対46というふうに条例改正して、徐々にではありますけれども50対50に近づけてきたという形がございます。

ただ、委員が御指摘のとおり、30年度の都道府県化後は50対50という考え方が廃止されまして、各市町村が目指すべき保険料率ということで、新たに標準保険料率とその賦課割合が示されるようになりまして、30年度の小樽市の標準保険料率、賦課割合というのは37対63というふうになってございます。現時点では低所得者の影響など勘案して賦課割合54対46のまま変更はしていないのですが、今後、道内どこへ行っても均一の保険料というのが都道府県単位化の目指すべき姿であるということからも、賦課割合の変更については何らかの検討をしていかなければならないというふうに考えてございます。

○高野委員

小樽市の場合54対46にしているのは、理由としては低所得者に配慮されているということだと思うのです。小樽市は低所得者の方も多いわけですし、国保に入っている方は、非正規職員だったり無職の方とかという方が入っているわけですから、しかも保険料は自治体で決めることができるわけですから、そこはきちんと低所得者の方に配慮した保険料にしなければいけないというふうに思います。

先ほども言ったように、運営基金が5億円あるわけですから、子供の均等割の軽減も伺いましたけれども、18歳未満の方は平成30年度でも千少ししかいらっしやらないのです、本当に貴重だと思うのです。財政負担も約1,000万円しかかかっていません。子供の均等割減免も、やはり十分可能だったのではないかと思います、その点はいかがですか。

○（医療保険）国保年金課長

18歳未満の均等割減免につきましては、先ほど申しましたとおり、金額的な問題もさることながら、減免の趣旨というところでございまして、特別な事由、個別の特別な事由というので決定すべきところなので、画一的な減免基準、子供がいるから減免だというのは適当ではないのかなという部分があるので、やはり市町村独自ではなく、国が責任を持ってということで、全国市長会、知事会などに強く申し立てしているところでございます。

○高野委員

特別な事情がないのだということだったのですけれども、協会けんぽと比べて、こういう子供がふえた場合、家

族がふえた場合に、保険料がふえるというのは国保だけなのです。だからこそ、こういう子供の均等割減免も、市長も子育て支援と言うのですから、そこは考えなければいけないですし、検討ぐらいはしっかりしていただきたいというふうに思っていて、全額とはいかなくても、一部減免、そういうことも含めて、検討、また全体の保険料の引き下げについても、この運営基金を活用して、今後ぜひ検討していただきたいと思います。その点お伺いしたいと思います。

(「委員長、決算の質問と離れているので、ちょっとそこを確認して進めていただかないと」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

委員長から申し上げます。

ただいま、私も、今、御指摘をさせていただこうと思いましたが、未来に向かってのというところで、少し微妙なところはあるのですが、一応、平成30年度の決算に関連する質疑ということで、この委員会を実施させていただいておりますので、再度の話になりますが、御注意のほどよろしく申し上げます。

それを踏まえまして、答弁をいただけるようであれば、説明員の答弁を求めます。

#### ○医療保険部長

高野委員の御質問でございますけれども、繰り返しになりますが、減免というのは一定の資力といたしますか、ありながら特別な、例えば、この前の千葉県のような災害が起きました、これで大変なのですといったようなことを想定して、この制度はあるものでございます。

確かに各自治体に運用は任されております。ですから、それに基づいて各市町村の独自の判断という形でやっておりますけれども、この減免という規定は、ただいま申し上げましたもの、いわゆる災害ですとか、そういったものを想定しているものでございますので、私どもとすると、そういったものについて利用していくというのは筋が違うのではないかとということで申し上げているところでございます。

それから、運営基金の使い道でございますが、これも先ほど課長から答弁を申し上げましたけれども、本年度の答弁になりますが、本年度は1億円を使って保険料の激変緩和をしたといたしますか、緩くしたというような対応で使っておりますので、今後とも保険料、やはり医療費というのは残念ながら上がっていく傾向にありますので、どういった形で使うことになるか。これはまた将来の話になりますが、皆さんの保険料に影響ができるだけいかないうちで適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

#### ○高野委員

私は決算で、こうやって運営基金が5億円、1億円使ったとしても、こうやって積み立てをしているから、そのお金でできたのではないですかということも聞いていますし、決算でこういう金額ができていますので、それを検証して、次に生かすという議論になるべきだと思うのですが、いいです。

#### ◎市営室内水泳プールについて

次に、市営室内水泳プールについてお伺いします。

新・市民プール整備調査事業費として、これまで建設のための予算がつけられていましたが、平成30年度の予算では新市民プール・総合体育館施設規模機能等検討経費32万4,000円となっていました。決算では4,784円と30万円以上の開きがあります。それはなぜなのでしょう。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

決算額が少なかったということでもありますけれども、平成30年度は、新市民プール・総合体育館施設規模機能等検討経費として32万4,000円を計上させていただいております。これは総務費の企画費の中に計上しているところです。

当初、複合施設の基本方針というものを策定するというを想定していたわけでありまして、これが、昨年の第

3回定例会でも報告しておりますけれども、市民意見交換会を行う前に、各総合体育館や市民プールなどの利用者の団体と意見交換をさせていただいております。その中で、花園グラウンドを当初は予定、現体育館の位置と花園グラウンドを交換するということを念頭に絞り込んだという、当初の考え方で施設の基本方針を策定しようということであったわけですが、実際に利用者とのお話を進める中で、花園グラウンドの利用者の方から、代替グラウンドが必要である。それで代替グラウンドを探しましたけれども、確保が困難と判断ということになりましたので、花園グラウンドへの建設は見送ることになっております。

これまでの検討で候補地としておりました緑小学校の跡地を含めて建設場所を再検討する、また、現在策定中であります公共施設の個別施設計画との整合性を図りながら進めていくということでもあります。当初、市民意見交換会などを実施する予定でありましたけれども、それを開催しなくなったために会場使用料などが不用額として残ったということでもあります。

**○高野委員**

そもそも平成30年度の予算では、基本方針、これをしっかりやっていく。そのためのそもそもの予算だったのですよね、確認です。

**○（教育）生涯スポーツ課長**

当初はそのとおりでございます。

**○高野委員**

それがなぜ変わったのかと、名称も変わっているのですけれども、その理由をお知らせください。

**○（教育）生涯スポーツ課長**

名称が変わったということですが、平成29年度と30年度で名称が変わっておりまして、29年度は新・市民プール整備調査事業費ということで、具体的には他都市の事例を参考とするために視察を行ったということでもあります。

その後、先ほども申しあげましたけれども、29年第4回定例会のときに、建設形態はプールと総合体育館の複合施設であって、建設場所は現体育館の位置と花園グラウンドを交換するということを念頭に絞り込んだ、こういう方針がありまして、30年度の当初は新市民プール・総合体育館施設規模機能等検討経費ということで、その複合施設の整備の具体化に向けまして、施設規模や機能などについての複合施設の基本方針を策定するというで予定をしていたものであります。

**○高野委員**

これまでの答弁では、施設規模、どこにつくるかを12カ所とか決めて、機能なども含めて、建設具体化に向けた諸課題を整理して基本方針をつくりたいというような話だったのですけれども、迫市長にかわってから、公共施設の再編の中で検討を進めていくというふうに答弁が変わったのですが、この変わった経過をお示しください。

**○（教育）生涯スポーツ課長**

ただいまの御質問でありますけれども、高野委員がおっしゃるとおり、当初は複合施設の基本方針というものを策定するため、総合体育館、プール、それから花園グラウンドの利用団体と意見交換をしまして、施設整備に向けた諸課題の整理、その素案を示す市民意見交換会の開催を計画していたものであります。

しかし、当初予定しておりました花園グラウンドについては、利用団体との意見交換の中で代替地が必要だと。今、実際2面あそこは使われている、2面の野球場を使っているのですけれども、それがなくなれば困ってしまうので、代替施設が必要なのだという御意見をいただいたわけでもあります。

市としまして、公園ですとか学校跡地などの市有地を検討したところ、具体的に同じ規模の面積でとれる可能性のある候補地としまして、色内埠頭公園があったのですけれども、下に水処理施設があるですとか近隣に駐車場がない、そういった問題がありまして、結果的にその代替地の確保は困難であるということで判断したところです。

ですから、そのため花園グラウンドへの建設は見送るということで決定に至ったもので、これまでの候補地とし

ておりました緑小学校の跡地も含めまして建設場所を再検討する。また、現在計画している公共施設の個別施設計画との整合性を図りながら進めていくというふうな方向に至ったということでもあります。

○高野委員

それでは、高島小学校の温水プールを利用している団体が幾つかあると思うのですけれども、そういう方々にも意見等は聞いたりされてきたのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

昨年度、プールの利用団体、現在、高島小学校温水プールを利用している11団体に御意見を伺っております。

○高野委員

具体的にどのような意見が上がったのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

利用団体からの意見ということでもありますけれども、そのプールの利用団体、今申し上げた11団体、それから体育館の利用団体15団体、花園グラウンド利用団体3団体に、昨年度の7月17日から9月12日にかけて意見交換ということで実施させていただいております。

その中では、プールのことに関して言えば、25メートルプールでコースは6から8コース必要であると。また、大会を開催できる公認プールが欲しいというような御意見。それから、子供用のプールですとか歩行用、高齢者が歩行訓練できるような、そういう歩行用のプールが欲しいというようなこと。あと、プールを新設しても使用料は上げないでほしいとか、そういった御意見をいただいているところです。

○高野委員

それでは、平成30年度で道内の主要都市で市営プールがないところは、道内でも小樽市ぐらいしかないと思うのですけれども、その小樽市しかないということ、市としてどのように捉えているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

市営プールがないのは小樽市だけだということでもありますけれども、プールというのはスポーツ振興の観点から言えば、必要な施設だということ考えております。

ないということではありますが、現在、高島小学校の温水プールを市民の皆様開放してお使いいただいておりますので、全く市営プールがないというものは少し違うかというふうに考えております。

○高野委員

この間も高島小学校温水プールで、いろいろ工事が必要で、数カ月使えないということもあったのではないかと思います。

2015年には第2回定例会で、早期建設の陳情が議会で全会一致で採択されました。その後も議会のたびに、プールの建設を検討することを求めてまいりました。実際に建設するというふうに言っていましたけれども、実際この間の、今のお話を聞いていても、そもそも建設するような、つくるといような考えがなかったのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

建設する気がなかったのではないかとということでもありますけれども、そういったことではございませんし、今回の公共施設等の個別施設計画の中にも、素案の一つとして出させていただいていることもあります。

生涯スポーツ課としては、スポーツ振興のためにプールは必要な施設であるというふうに考えているところでもあります。ただし、今、先ほど言った個別施設計画を策定していると。その中に俎上にのせられているということもありますし、限られた財源の中で、どの施設を優先していくかというのは、小樽市全体で考えなければならないものかということで認識をしております。

### ○高野委員

全体で考えなければいけないのだと言いますが、そもそも前の答弁はそういう答弁ではなかったのです。そもそも小樽駅前にあった市営プール、2007年に壊されましたが、そのプールを壊したときに約7億円も入って、そのうち全て駅前再開発に使われて、第6次総合計画の前期実施計画では新・市民プールの設備事業として2,800万円の予算をつけるという計画だったのです。にもかかわらず結局、見送ってきた。そして、今回の決算でも明らかのように30万円以上の予算をつけていても、わずかに団体の方への郵送料だったり、そういうのでしか使われていない。

そういうことを考えても、本当に私は建設するために予算がつけられていた、そういうふうを考えているのかというのは本当に疑問に思いますし、やはり独立してプールの建設は考えていくべきだったのではないのかと。今までの流れからも、そういうプール独立で考えていくということは議論にこの間なかったのですか。その点お伺いしたいと思います。

### ○（教育）生涯スポーツ課長

過去の経緯、第6次総合計画の中で基本設計を搭載しているというようなことも、高野委員のおっしゃるとおりでありますし、過去に陳情が全会一致で採択している。こういうことも大変重くは受けとめております。全く検討していないということではありませんが、先ほどからの繰り返しになってしまうかもしれませんが、公共施設の個別施設計画を現在策定しておりますので、この中で今検討していくということでもありますので、御理解をいただければと思います。

### ○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時22分

### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

---

### ○横尾委員

#### ◎在宅高齢者対策事業について

今回、在宅高齢者対策事業について質問させていただきたいのですが、平成30年度事務執行状況説明書を見させていただきました。その中で、在宅高齢者対策事業といたしまして、高齢者日常生活用具貸与事業、在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業、あと在宅虚弱高齢者緊急通報システム助成事業というのが行われていることが記載されておりました。

このそれぞれの事業の内容と対象者について、お聞かせ願いたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

まず、高齢者日常生活用具貸与事業についてですが、これは独居の高齢者と在宅の重度身体障害者に対し、電話を貸与することにより日常生活の便宜を図るために行っている事業でございます。

続きまして、在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業についてですが、いずれも市内に居住し、小樽市に住民登録されている方で、65歳以上の在宅で寝たきりの方または65歳未満の在宅で寝たきりの身体障害者の方に対し

まして、1人当たり年6回を上限として訪問理美容サービスを行うもので、その際に発生する費用のうち2,000円を市が負担し、残額を自己負担とするものでございます。

次に、在宅虚弱高齢者緊急通報システム助成事業についてです。これは独居の高齢者または高齢者のみの世帯、かつ心臓病や高血圧症等の慢性疾患のため日常生活に常時注意を要する状態にある方、虚弱な高齢者と言いますけれども、これに対して、安全で安心な日常生活を過ごせるよう健康状態の悪化などの緊急事態を通報する機器を導入する場合に、初期導入費用の一部を上限額1万円として助成する制度でございます。

**○横尾委員**

この高齢者日常生活用具貸与事業、福祉電話と言われているものですが、この福祉電話というのはどのような、電話機を貸与しているのでしょうか。それとも、それも含めてなのか、施設設置負担金というNTTで言っている3万6,000円、それをかからないようにしているものなのか。それだけなのか。または回線使用料を市が負担している。そういった制度なのか。その詳しい内容をお聞かせください。

**○（医療保険）介護保険課長**

これについては施設設置負担金をかからないようにしているだけのものでございます。

**○横尾委員**

この施設設置負担金をかからないようにしている、そういった事業だということですが、平成30年度の実績が休止1件となっていますので、休止となっているのであれば、利用者がいてということになると思うのですが、現在の利用者というのはどのくらいで、現在新規の申し込みを受け付けているのか、お聞かせください。

**○（医療保険）介護保険課長**

現在利用されている方は2件でございます。そして、平成22年度より新規申請は受け付けておりません。

**○横尾委員**

今回ホームページでも事務執行状況説明書載せていると思います。その事業として、高齢者日常生活用具貸与事業というのを行っているというふうになっていると思うのですが、この申し込み、この事業をやっているかどうか、または新規の申し込みを受け付けていないだとか、そういう状況というのはホームページなどでお知らせはしておりますか。

**○（医療保険）介護保険課長**

先ほど申しましたが、平成22年度より新規申請は受け付けておりませんので、ホームページには現在掲載しておりません。

**○横尾委員**

そうすると、その当時はホームページには記載していたとか、そういう周知の仕方は広くしていたのかというのわかりますか。

**○（医療保険）介護保険課長**

大変申しわけありませんが、平成22年度以前の部分について、今のところは不明でございます。

**○横尾委員**

新潟市のホームページでは、福祉電話等のそういう事業をやっているというふうになっているのですが、新規の貸与は平成30年4月以降は新規申請の受け付けを行わないということ、理由もつけて、きちんとホームページでお知らせをしております。この理由というのが、例えば、福祉電話として貸与している、ここは黒電話を使っているそうですが、そういったものが時代に合わないだとか携帯電話やスマートフォンが普及している。そして、インターネットの普及により連絡手段が電話に限られない。また、電話加入権は一般に普及しているものであり電話加入権購入費が高額とならない商品が多数ある。そういったことをきちんと説明して休止しているという状況です。

小樽市においても事業をやっているというふうに、この事務執行状況説明書ではなっていますが、この情報が得られない状況になっていますので、例えばこのように事業を休止する際などには、きちんと市民の理解を得るためにも、理由なども含めて市民にお知らせし、理解していただくことが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

高齢者日常生活用具貸与事業など既に新規申請を休止等行っているものについては、まず掲載がないことを御理解いただきたいと思います。平成22年度以前、既にやめたときに、新規申請を受け付けなくなったときには、その旨周知されていたものと考えております。

また、今後そういったものがあれば、もちろん周知させていただきたいというふうに考えております。よろしくお祈りいたします。

#### ○横尾委員

それで、今回、在宅高齢者対策事業として実施している、高齢者日常生活用具貸与事業、在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業、そして、在宅虚弱高齢者緊急通報システム助成事業という、この3事業ですけれども、私が市の職員として勤務し始めた平成10年には既に行われていた事業です。

そして、その内容ですが、対象者や内容などがほとんど変わっていないというふうに感じております。20年もたっていて、介護保険制度も12年から始まり、これだけの介護サービスが普及している中で、長年この事業を継続されてきているということは、ある意味必要性があるとも捉えることはできるのですけれども、適切な見直しなどが行われてきていなかったのではないかとということも、考えられるのではないかと考えております。

そこでお聞きしたいのですが、在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業と在宅虚弱高齢者緊急通報システム助成事業について、どのような成果を期待して現在行っているか、それをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業につきましては、美容室だとか理容室などに行けない在宅で寝たきりになっている高齢者が、自宅で散髪して清潔保持ができるように、また、散髪することによる気分転換も含めた保健衛生の向上を期待しております。

また、在宅虚弱高齢者緊急通報システム助成事業につきましては、慢性疾患など体に病気を持っただけで日常生活上注意を要する方に対し、緊急事態を簡単に通報することができる機器導入経費の一部を助成することによって、緊急時の適切な対策を図ることに寄与することができるというふうに考えております。

#### ○横尾委員

私は業務の見直しが必要な事業として、費用対効果が見合わないとか、その費用対効果が見えにくい事業、また時代の潮流に伴って開始したものの見直しの時期を逸して継続しているような事業、また、対象者は限定していないのですけれども、行政サービスの対象者が固定されているような事業、あと、行政サービスとしての水準が高過ぎると考えられる事業、取り組み実績がない、または少ない事業、市として取り組むのではなく、ほかの主体により取り組んだほうが効果的であると考えられるような事業、そういったものが本来業務の見直しが必要なものとして考えていく、そういったものがほかの市を見るとあると考えております。

また、それらの見直しの視点について、市が関与する妥当性だとか、また、手段、内容の適切さ、または有効、どれくらい有効なのかということから評価していくことができるのではないかと考えておりますが、20年たって、こうやって今もあるわけですから、予算を獲得するときにはしっかりとその必要性、そういったものを訴え、またはその目的に今合っているのかどうなのかということも確認しながらやっているとは思いますが、理美容サービスについては、平成30年度の延べ利用者数138人となっております。これは延べ利用者数ですので、6回券が配られますので、実利用者ではないと思うのですが、実際に利用されている方は何人いらっしゃいますか。

○（医療保険）介護保険課長

登録者数は約50名いらっしゃるのですけれども、使用されていない方もいらっしゃいますので、実際の利用者数はそれよりも少なくても20名程度であります。

○横尾委員

登録者が50名、必要とされて登録されている方が50名ですけれども、実際に利用できる状況ではない方もいらっしゃると思うので20名程度という話でした。

この利用者数というのは、登録者以外にもこういう方はいらっしゃると思うのですけれども、そういった市民のニーズの観点から、この利用者数というのはどのように考えているか、お答えください。

○（医療保険）介護保険課長

特に市民に対してアンケートとかニーズ調査を行っているわけではないのですが、利用者数、確かに多くないのですけれども、虚弱な寝たきりの高齢者の中で継続して利用されている方もいらっしゃるということでございまして、こういうことを鑑みると必要な事業ではないかというふうに考えてはおります。

○横尾委員

今の市民のニーズの観点という部分で必要な事業ではあると考えていらっしゃると思うのですけれども、それが見合っている事業なのかどうなのかという部分ではありました。

次に、内容の適切さ、先ほどもありましたが、見直しだとか、毎回していると思うのですけれども、寝たきりの方も、そうでない方も、理美容サービスを受ければ費用負担というのは、髪を切るのに皆さんも負担がかかっていると思うのですが、費用負担があります。この事業では、寝たきりの方に対して一定額の助成をしている。その人たちの費用負担、そういったものを少なくしているというふうにあります。

こういう受益者負担の適切さという観点から、こういった寝たきりの方と、そうでない方の費用負担の金額が違うのですけれども、それについて、受益者負担の適切さの観点から見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

まず、これは平成4年度からの事業になっております。そして、当初所得に応じた傾斜負担としておりました。これを18年度に所得状況に応じた負担額を一律とすることに一度見直しております。

事業内容としましても、寝たきりの高齢者等の在宅生活の継続を支えていることと、また、寝たきりであると、ともすると引きこもりがちなたちに散髪といった形態ではございますけれども、他者と触れ合うきっかけ、地域の方々と、地域のいわゆる床屋が来て触れ合うきっかけになったり、その理容師、美容師の見守りの機会が、少ないかもしれませんが、そういうことが得られることについての費用負担ということを考えると、現状適切ではないかというふうには考えております。

○横尾委員

昔は状況が違って、この寝たきりの方の髪を切ることができる方は限られていたというようなこともあったかと思うのですけれども、この担い手の部分、今ホームページ等を見ると、小樽理容組合または小樽美容協会などに電話をしてそういったサービスを受けるというふうになってはいますが、こういった時代になっていますので、状況は変わって、そういった事業をできる企業みたいなものもあるのではないかと考えております。

こういった、例えば、そちらを利用している方には助成はされていないということですから、同じような他者との触れ合いだとか、そういったものを担っているにもかかわらず、その方、理容組合、美容協会以外の事業者がもしあって、そちらを使っていると、その考え方というのは成り立たなくなるかと思うのです。そういった現状、状況が変わった上での具体的な小樽理容組合、小樽美容協会以外の事業者を利用するみたいな、具体的な検討などはしていないのでしょうか。

○(医療保険)介護保険課長

第2回定例会厚生常任委員会におきましても、同様の質問があり答弁をさせていただいておりますが、現在、本事業の委託先である理容組合及び美容協会には、バブル全盛期の大変多忙な時期も含めて本事業に二十数年の長きにわたり貢献していただいているところでございます。

また、そこについての自負も当然あろうと察することができますことから、急な制度の見直しというのはなかなか難しいかというふうには考えておりますが、もちろん課題があることも理解しておりますので、現在、委託先とも意見交換をしております。今後、市としてよい方向に進んでいければというふうには考えております。

○横尾委員

現在、そういった違うところを使っている方への話でしたので、決算にかかわる部分ではないかもしれませんが、申しわけございませんでした。

次に、在宅虚弱高齢者緊急通報システム助成事業について聞きたいのですけれども、平成30年度の実績として5件となっていますが、これは新規につける事業で5件つけたという話ですけれども、現在までの利用者数というのは何人いらっしゃるかお示しいただけますか。

○(医療保険)介護保険課長

事業開始が平成17年度からというふうになっているのですけれども、記録が残っているのが19年度からでありまして、19年度から30年度までの利用者数ということで、お答えさせていただきたいと思いますが、これが199人となっております。

○横尾委員

ちなみに現在も設置している方の人数というのは把握されておりますか。

○(医療保険)介護保険課長

導入費用助成のみのため、申しわけございませんが、現在設置している人数については把握してございません。

○横尾委員

では、設置するときの初期費用の一部みたいなものを助成しているということですが、実際この緊急通報システム、さまざまな事業者のものを使っていると思うのですけれども、大体、初期費用というのはどれくらいで、そのうち1万円以内ということですが、初期費用は大体どれくらいかかるのかお答えいただければと思います。

○(医療保険)介護保険課長

現在6業者がサービス提供しております、各社それぞれ価格設定しております。機器をレンタルにした場合、工事料が3,190円から3万3,000円程度というふうになっております。そのほかに機器の月額使用料や業者によっては保証料というものが発生するものでございます。市が助成するのは、このうち初期費用となる工事料についてのみでございます。

○横尾委員

工事料ということであれば、このレンタルでいう3,190円から3万3,000円の範囲のものに対して助成しているということでしょうか。

○(医療保険)介護保険課長

工事料3,190円から3万3,000円程度ということで、その中で1万円を限度に支給すると、お支払いすることになっております。

○横尾委員

設置するとき助成しているということですが、この事業の目標は何なのかということで、市内の高齢者に緊急通報システムを設置していただくということが目標なのか、それをお答えいただきたいのですが。

○（医療保険）介護保険課長

日常生活に常時注意を要する状態にある虚弱な高齢者に対して、安全で安心して過ごせるようにしていただくためであって、また、システムを設置することによって、在宅生活を行って住みなれた地域で自分らしく暮らしていただくためであるというふうに考えております。

○横尾委員

そうすると、まさに費用対効果が見えにくい事業というふうになると思います。安全で安心していただくのに、ではどういうふうになったら、それが達成されているのか、どうしたいのかというのが、非常に見えづらいと思うのですが、その辺は何か成果指標みたいなものをお持ちでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

実際に成果指標というものは持ち合わせてはおりません。ただ、客観的な数値としてあらわすことはなかなか難しいと思うのですが、実際その緊急通報システムを置くことによって、家で虚弱高齢者の方々が生活していらっしゃる、その安心を、ぜひ住みながら感じていただけたらというふうには思っておりますが、申しわけありません、正直言って、その客観的な数字は持ち合わせておりません。

○横尾委員

この緊急通報システムも、安全・安心ということで、それを暮らすことを目指しているというか目的としているということもありますけれども、現在は孤独死を防ぐことも大事な観点かと思っております。この孤独死も社会的な孤立というのが大きな要因にもなっていますので、そういった観点からも、多分取り組みも行っているとは思いますが、介護保険課で、例えば、この地域の見守りみたいなことをやっている部分があればお示しください。

○（医療保険）介護保険課長

地域の見守りということであれば、例えば、認知症の高齢者の方に対して見守っていくという認知症サポーターを養成するという事業を行っていたりしております。また、生活支援体制整備事業の中で、地域の小さな集まりみたいなものをたくさんつくっていきこうというようなことを考えたり、やっていたりするものでございます。

○横尾委員

そういったソフト面もやりながら、この緊急通報システムも、これだけが有効なのではなくて、人感センサーだとか、タブレット端末だとか、さまざまなサービスが出てきております。20年前とは大きく変わっている部分もあります。また5G、第5世代移動通信システムも今年度から導入されて全国に普及することになれば、今までと全く異なるシステムも出てくると思います。その辺の検討はされていたりするのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

昨年になりますが、小樽市で介護ロボットフェアというものを開催しております、そこに行かせていただいたのですが、今センサーだとかタブレット端末、介護ロボットフェアというと、何か自立して動くようなロボットがたくさんいるみたいなイメージですが、そうではなくて、介護する方々について便利な道具が置いてあったり、例えば、センサーということだと、玄関にセンサーを置いて、例えば、認知症の高齢者が外に出かけて行く、徘徊する高齢者が外に出かけていくと、そこをパシャッと写真を撮って、それを家族のところに転送するような、そういう仕組みのものとかも置いてありまして、こういったものをいろいろ研究しながら、よいものがあれば取り入れていきたいというふうには考えております。

○横尾委員

時代も変わっていますので、そういった今までやってきたものも、しっかりと見直しているという部分を話せばいいなと思っております。

◎地域支援事業について

次に、地域支援事業についてですが、こちら、認知症高齢者見守り事業（はいかい高齢者位置情報検索

システム)の実績がゼロとなっております。過去5年間の新規申請件数は何件で、今まで利用した方の件数と、現在利用している方の人数がわかればお示しください。

○(医療保険)介護保険課長

過去5年の新規申請の件数はゼロでございます。今まで利用した方々については、件数は平成18年度から現在まで3件というふうになっております。

あと、現在利用している方の人数ですけれども、これにつきましても把握しておりません。

○横尾委員

このはいかい高齢者位置情報検索システムで対象としている方、そして目的、事業によってどのような効果を期待しているかという点もお答えいただきたいと思います。

○(医療保険)介護保険課長

はいかい高齢者位置情報検索システムの利用に必要な導入経費のうち1万円を上限として助成することにより、認知症高齢者が在宅で生活を送るための支援体制の整備を図ることを目的としております。また、徘徊のおそれのある高齢者を介護している家族に対して助成するものでございます。

効果といたしましては、徘徊行動のある高齢者の早期保護と安全確保に役立てることによる本人の負担軽減といったほか、介護している方も安心して在宅での介護ができることなど介護者の負担軽減にも期待しております。

○横尾委員

それで、この過去5年間ゼロ件という結果ですけれども、これに対しては、どのような見解をお持ちですか。

○(医療保険)介護保険課長

実績がなくて、いろいろ見直しも考えているところでございますが、現在の検索システムにおける端末というのが、大体パソコンのマウスぐらいの手のひらにのるぐらいのものでありまして、少し大き目のものでございます。徘徊される方については、人によっては外に出るときに靴を履くこともなく出られるということで、常時身につけているというものが余りにも少なく、ここの部分については非常に難しい問題というふうに考えております。

似たようなGPS関係のものをいろいろ調べてはいるのですけれども、そこまで変わったものがなくて、他都市の実績といいますか使用の状況も余りよくないということで、先ほどお話ししましたが、例えば、人感センサーだとかそういった違うもののサービスにまた変えていきながら、新しいものを取り入れていこうというふうには考えております。

○横尾委員

ぜひいろいろ工夫されていると思いますので、よろしく願いいたします。

そして、家族介護慰労金支給事業と介護用品助成事業というのも、平成12年から実施されているかと思いますが、当時は介護保険制度が実施されたばかりでして、介護サービスが不十分な地域や自分たちの手で介護したいという、まだまだ制度が周知されていなかった部分もありまして、そういった家族も存在すると考えられて、こうした家族にどのような支援を行えばよいかという議論を重ねるため、その結論が出るまでの間の事業として実施したものであるというふうに、資料を見ると書いてあるものがありました。

現在、どのような位置づけで、この慰労金支給事業と介護用品助成事業は行われておりますか。

○(医療保険)介護保険課長

位置づけでございますが、要介護度の高い方と同居しながら介護している方、主に家族の方ですけれども、これに対する慰労支援のためにこの事業を行っております。要介護者の中には精神的な病気などで家族以外の介護を拒否される方などもおりまして、介護する方の経済的な負担の軽減を図るとともに、在宅介護継続の支援といった位置づけというふうになっております。

### ○横尾委員

この平成30年度の介護慰労金ですが、利用者1名となっております。確かに重度の介護が必要な方が過去1年間介護サービスを利用していない方、そういった方に介護保険料だけ徴収しているのは申しわけない。そういった部分も含めて、その家族の方を慰労するという趣旨はわからないわけではないのですが、この利用者数を見ると、市民のニーズに沿っているのかということも感じますが、この利用者数に対する見解をお聞かせください。

### ○（医療保険）次長

確かに委員がおっしゃられますように、利用者の数は必ずしも多くはないというふうには思っております。ただ、今、介護保険課長からも答弁がありましたけれども、慰労的な位置づけも多いということもあります。それがまず一番だろうというふうに思います。

ただ、この制度は、委員も多分懸念されているところがあると思いますが、10万円あるからというところで、だからもう少し我慢すれば、そうなるもらえるのだという、そういう制度ではないのです。当然です。我慢して使う制度ではありませんので、そこら辺は私たちもしっかりと気をつけながら、必要なサービスは受けていただきながら、やっていただかなければ、これはもうどうにもならないものだろうというふうには思います。特に家族だけで要介護4だとか5だとかという方々を見るというのは、どう考えても難しいところがあるのだと思います。誰が考えてもそうだろうと思います。心身の負担が大き過ぎます。

ですから、その場合の負担を軽減するための介護サービスというのは、この介護保険自体も20年たっていますから、当時とは格段に違うサービスが充実していますので、そのサービスをうまく使いながら、しっかりとしたケアをしていただきたいというふうに考えておりますので、私たちはゼロにすることはありません。頑張った慰労の意味で、その制度は持ちつつも、そういう方々のケアというのもしっかりとみていきたいというふうには考えているところであります。

### ○横尾委員

最後になりますが、何を言いたいかという、事業の廃止や見直しも含めて、やはり事業については市民が納得できるように、外部の方もきちんと入れて評価する視点、そういった評価の指針などを決めていくことが必要だと思いますけれども、そういった形で現在見直しだとか、そういったことをする制度みたいなものはありますか。どうでしょうか。

### ○（医療保険）介護保険課長

これまででもそうですけれども、介護保険や虚弱高齢者に対する事業や施策などについて、多くが扶助費的な性格のものが多と思います。そういったものについては一度事業を立ち上げると、なかなか廃止とか見直しということが難しいというふうに考えております。

ただ、委員がおっしゃったとおり、漫然と事業を継続するのではなくて、実情に合ったニーズ等調査、評価も当然して、新しいものを取り入れたり、または逆に廃止したりしていくといったことを、しっかり議論しながら行っていくことが必要かというふうに考えております。

### ○横尾委員

今後人口減少も進みます。どうしても取捨選択しなければならない事業もふえてきます。そういったときにしっかりと市民の理解を得ていくということも大事な観点です。また、先ほどから質問させていただきました目的、目標、何を目指しているのか、そういったものを市民の方だけではなくて、市職員もしっかり持つことによって、自分たちのモチベーションも上がっていくことになっていきますので、そういったものを今後の議会で質問させていただきたいと思います。

○秋元委員

◎歴史的建造物の保全について

それでは、今回の私の質問は、観光都市小樽の魅力を発信する上で、非常に景観形成の大切な一部分を担っている歴史的建造物の保全について、幾つか質問をさせていただきたいと思います。今回、質問をするに当たりまして、25年前に教育委員会から発行された、この小樽市の歴史的建造物、これを改めて見させていただきましても、本当にすばらしい建物がたくさんあったのだと改めて思いますし、また、その中で月日が流れて、たくさんの貴重な建物が失われていった部分もあるかというふうに感じております。

その上で質問させていただきたいのですが、この歴史的建造物保全にかかわる助成制度、この事業は、いつ、どのような目的で実施されたのか、まずは説明いただけますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

歴史的建造物の保全に対する助成につきましては、建造物の外観保全を目的とし、昭和61年度から始まりまして、指定歴史的建造物の所有者への負担を軽減するために実施しているものでございます。

なお、登録歴史的建造物への助成制度につきましては、平成6年から始まっているところでございます。

○秋元委員

それで、この助成金事業の内容について説明してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

現在の助成制度につきましては、市指定歴史的建造物を含みます登録歴史的建造物の外観を保全するための行為等に要する経費等に対してその一部を助成するものでございまして、助成率といたしましては、対象経費の3分の1以内、外観を保全するための行為の限度額につきましては、指定歴史的建造物の場合は600万円、登録歴史的建造物の場合は300万円となっております。

○秋元委員

それで、助成を受けるに当たりまして、助成決定までの流れについて伺いたいのですけれども、決定までに至る期間について説明していただきたいのですが、誰がどのように審査をして助成の決定をされているのか伺いたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

助成の決定までの流れにつきましては、まず事前相談をいただいた後に、登録（指定）歴史的建造物現状変更行為届出書及び登録（指定）歴史的建造物保全助成金交付申請書を提出していただくこととなります。

協議や申請等によりまして、担当の建築技術職員が助成金の申請対象となるかどうかの確認をし、また、景観審議会がございまして、この審議会の委員の中に建築の専門家の委員がいらっしゃいますので、この方々の助言をいただきながら審査を行いまして、助成金の交付を決定しているところでございます。

期間でございまして、それぞれのケースでかなり異なっておりますが、昨年度の場合を例にとりますと、事前相談の段階から含めると、短いもので1カ月程度、長いもので6カ月程度を要しております。

○秋元委員

それで、先ほど指定歴史的建造物、登録歴史的建造物があるのだというお話でしたけれども、その違い、どのような違いで指定か登録なのかという違いをお示しいただきたいのと、助成率と助成金額の違いについて、どのような根拠で算出されているのか伺いたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

現在の小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例では、歴史的建造物として保全すべきものを登録歴史的建造物、登録歴史的建造物のうちの特に重要と認めるものを指定歴史的建造物としているところでございます。指定歴史的建造物につきましては、現地への説明板の設置ですとか市のホームページで紹介するなど、建物の特徴な

どについて公開しているところがございます。

助成金につきましては、景観条例に基づく助成金等交付要領に基づきまして、助成率は、登録歴史的建造物、指定歴史的建造物ともに3分の1以内としており同じでございますが、限度額が、登録歴史的建造物の場合が300万円に対しまして、特に重要として認めた指定歴史的建造物については600万円としているところがございます。

#### ○秋元委員

それで、条例の中で保全すべきものが登録歴史的建造物になると。また、その中から特に重要なものについては指定歴史的建造物となるという説明をいただきまして、特に保全が必要という、その基準というのはどういう基準なのでしょうか。

#### ○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

登録ないし指定歴史的建造物の選定の考え方でございますけれども、大きく四つほど観点がございまして、まずその建物の歴史性、それからシンボル性です。特に市民に親しまれているものということ。それから景観性、外観の意匠や完成度が高いとか、そういった景観形成に対して有効であるといったもの。それから保全性、建設時の外観がよく維持されていて保全状態が良好なもの。こういった観点で評価をしておりますが、この評価の場合といたしますか、評価の特に高いものについては、指定歴史的建造物という位置づけにしておりますが、所有者の同意を得た中で指定しているということがございます。

#### ○秋元委員

確かに所有者の方がいらっしゃいますので、小樽市として、勝手に登録とか指定というのはできないというふうには思います。

次に、第7次小樽市総合計画基本計画の中では、指定歴史的建造物の指定件数を令和10年時に79件とされておりまして、これまでの指定、登録歴史的建造物のそれぞれの指定の推移と助成効果というのは、どのように現在まで市として分析されていますでしょうか。

#### ○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

指定歴史的建造物につきましては、当時の小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例、これに基づきまして昭和60年に指定した13件が最初でございます。平成4年に新たな条例をつくりまして、これは、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を施行いたしまして、それまでであった条例というのは発展的に解消ということで廃止になっているのですけれども、その新しい条例に移行した時点で、そのときには指定歴史的建造物は31件になりました。その4年に制定した条例におきまして、初めて登録歴史的建造物の規定が設けられまして、6年から登録が出てくるのですが、6年に登録歴史的建造物の件数としては98件。この98件には指定歴史的建造物も含まれた数字になっておりまして、内数といたしまして、指定歴史的建造物は47件となりました。そして、現在におきましては登録が96件、そのうち指定につきましては79件となっております。

それから、助成の効果につきましては、多くの建造物が民間所有ということございまして、所有者への負担の軽減ということによりまして、歴史的建造物の保全に寄与しているのではないかとこのように考えているところがございます。

#### ○秋元委員

初めにも言わせていただきましたが、この小樽市にある魅力を発信する上で、なくてはならないものの一つに歴史的建造物があるという押さえていいかと思うのですけれども、その上で、第7次総合計画基本計画の中で、平成30年度に既に令和10年度を目標にして79件とされていますが、既に平成30年度に79件のこの指定が達成されているのですけれども、この令和10年度までに指定の歴史的建造物をふやしていかない、ふえていかないという、この理由というのはどのような理由なのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

現在の歴史的建造物の指定ないし登録ということにつきましては、先ほど秋元委員が紹介されました小樽市の歴史的建造物、これは平成4年に市内全域を対象とした実態調査でございまして、この調査等をもとに評価の高い建造物について、登録や指定に至っているところでございまして、それらの件数につきましては、現在一定程度の水準に達しているというふうに考えてございます。

また、現行の助成制度につきましては、外観保全に伴う建物内部の柱や梁などの構造耐力上主要な部分の補強ですとか、断熱及び防水工事等も助成対象としているところでございますが、歴史的建造物を保全していくという上では、その建物の活用をしていくということも大事かと思われまますので、そのための制度、国の制度の活用を検討など、今後の課題というふうには認識しているところでございます。

○秋元委員

先ほど説明いただいて、現在で登録歴史的建造物が96件ですと、指定歴史的建造物が79件ありますということ、登録からいろいろな審査をして、特に保全すべきものについては指定歴史的建造物にしていくということであれば、96件の中から選ばれて特に価値があるということで指定されるものはないのか、それとも、既に96件については、もう既にそれらの審査といいますか、されて、現状に至っているのかということはいかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

現在の登録ないし指定の件数が一定程度、実態調査等を踏まえて水準に達しているのではというふうに考えると申し上げましたけれども、今後絶対ふやさないという考え方ではなくて、今後、特に歴史的建造物として評価に値するというものがあれば、その都度検討なり、審議会の意見を聞いて検討するなり、そういったことは考えられるというふうに思っております。

○秋元委員

今回の平成30年度の予算が、実は25年度以前の1,500万円という予算から1,000万円というふうに減額になっておりますけれども、この理由は、そもそも初めに御説明いただいた事業の内容、目的から考えますと、少し理解しがたいところですが、なぜこの500万円減額になったのか説明いただけますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

助成金の予算につきましては、予算要求の段階におきまして、各歴史的建造物の所有者から、助成金を利用して修繕する見込みがあるかどうかということの意向を把握した中に見積もりをしているところでございまして、平成30年度の場合につきましては、事業費の見積もりが前年度を下回ったため1,500万円から1,000万円に減っているということでございます。

○秋元委員

それで、以前の決算書なども見ながら調べましたら、平成27年度には予算現額が1,500万円で、決算額が745万円と、755万円の事業費を残しているのです。28年度には事業費を大体600万円残しています。29年度には1,110万円の事業費を残している形になっているのですけれども、確かに30年度は残りが51万9,000円とわずかですが、そもそも意向調査をして予算を組むという方法が適切なのかどうか。また、アンケート調査をかけて、その結果、予算を組んだけれども、事業が半分しか実は予算が執行できなかったということを考えると、その予算の組み方といますか、それも考える余地があるのではないかと思うのです。

それで私としては、やはり歴史的建造物を保全していくという考えに立てば、政策的に誘導していく必要があるのだろうということを考えれば、そもそもの予算の組み方からもう一度見直す必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺はどのように考えますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

確かに今の予算の組み方は、予算計上の段階で意向を確認して次年度の予算に反映させるというような形をとっ

ておりますけれども、実際に工事をやるのは所有者でありまして、いざ予算を使える年度になったときに、修繕を先送りするとか少し工事内容を見直すとか、そういった要因もございまして、なかなかぴったりマッチングしないという部分は生じているところでございます。

今、予算の使い方としては、予算額は前年度の意向を把握した中で見積もっておりますが、意向を表明しなかった物件で、例えば、春先になってみたら傷んでいるところがあって直したいのだけれども、といったようなお話があったときには、予算の執行をにらみながら、そういったことに対しても柔軟に対応するといったことをやっておりまして、今後も柔軟な対応をした中で予算の執行をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○秋元委員**

これからの話は予算の話になりますので、第4回定例会の質問で行いたいと思います。

**○委員長**

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

立憲・市民連合に移します。

---

**○高橋（龍）委員**

**◎商業起業者移住促進事業費について**

平成30年度決算について、本日は、あずましい暮らしプロジェクトの中から二つの項目で質問したいと思います。一つ目の質問として伺います。起業、創業の支援においては、昨年度、商業起業者定住促進事業費と創業支援補助金があったものと認識をしておりますが、その中から前者、商業起業者の助成金について伺っていきます。

この事業の目的といたしまして、空き店舗解消と本市への移住・定住促進を目的に、新規商業起業者の研修費用と店舗家賃の一部を助成ということが示されています。移住・定住促進ということは、つまり人口減対策、特に社会減に歯どめをかける一つの策だというふうに捉えています。

そこでお聞きするのですけれども、実際に、この事業によって助成を受けた人たちの中で、移住者の実績を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○（産業港湾）藤本主幹**

商業起業者定住促進事業につきまして、平成27年度から実施しているところですが、27年度から30年度までに14件の助成を行ったところです。このうち、実質の移住者につきましては28年度に1件実績があったというところでございます。

**○高橋（龍）委員**

平成28年度の1件のみということで、この事業において、移住者へのアプローチがなかなかできていないかと思いますが、移住者のみを対象にしているわけではないということも理解しております。

定住促進という意味合いでは、既に小樽に居住している方であっても、店舗を開いてくれれば定住につながっていくということになりますから、そこで、この助成を受ける条件という点でお聞きしたいと思うのですが、開業日に小樽市に住所を有するという旨が書いてありました。ただ、そこに期間的な縛りというのが存在していなかったことと認識しています。

極端な話ですが、創業日の住所は小樽市にあっても、すぐに転居するということが可能だったと思うのですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○（産業港湾）藤本主幹

ただいま高橋龍委員から御指摘いただきましたとおり、そういった縛りがなかったものですから、そういった課題があったということは事実でございます。

実は今年度、起業を希望する方の手続を簡素化するというので、今年度から商業起業家定住促進事業助成金につきましては、創業支援補助金というものに統合したところでございます。その際に、今おっしゃられた市内に居住しているということの期間につきまして、3年以内に代表者が廃業ですとか市外へ転出した場合につきましては、補助金を返還させるとか、そういったような形の改正を行った、見直しを行ったということでございます。

○高橋（龍）委員

平成30年度には商業起業家定住促進事業助成金があったけれども、今は創業支援補助金と統合されたということです。現状の点には触れませんが、30年度の事業の部分について、次に伺っていききたいと思います。

この商業起業家定住促進助成金では、家賃補助の対象として、商店街の中の店舗であるということが要件だったかと思います。ただ、近年の傾向を見ていると、本市に移住して商業の分野で起業する方というのは、商店街とは外れたところで飲食店であるとか、ものづくりのアトリエ兼店舗というものを開いている方が多いように見受けられます。

確認ですけれども、商店街以外の場所での創業の支援に当たっては、先ほども申しあげました創業支援補助金で補っているということによろしいのでしょうか。

また、この二つには補助率と期間、補助の期間に差がありますが、市としては、商店街への出店を促したいという考え方に基づいていると認識してよろしいでしょうか。

○（産業港湾）藤本主幹

ただいま御質問いただきましたけれども、商店街以外での起業、こういったものを希望される場合につきましては、創業支援補助金で従前よりそういった形で支援していたところでございます。

御質問がありましたとおり、家賃補助に関して言いますと、商業起業家定住促進事業と創業支援補助金、ややこしいですけれども、こちらの二つを比較しますと、補助率ですとか補助期間において、商業起業家定住促進事業、商店街で起業する場合のほうが有利、手厚い支援というふうになってございます。こちらにつきましては、商店街で起業を希望される方に有利な補助メニュー、こういったものを用意することによりまして、商店街の空き店舗解消ですとか活性化につなげていきたいと、そういったもので設定しているということでございます。

○高橋（龍）委員

それでは次に、事業の助成対象となるものの中で挙げられている研修費用というものがありません。こちらについても御説明をいただけますでしょうか。

○（産業港湾）藤本主幹

研修費用につきましては、中小企業大学の旭川校、または市が主催する起業に資すると市長が別に定める研修と、これは創業支援メニューということで、小樽商人（あきんど）塾というものを使っておりますが、この二つを受講した場合に3万円を上限として、研修の受講料ですとか旅費につきまして、対象経費の3分の2を上限に助成しているところでございます。

ただ、商人（あきんど）塾、創業支援のメニューにつきましては、これは市内で無料で行われるので補助実績はございませんし、また中小企業大学の旭川校に行った者につきましても、近年4年間で1件の実績しかないといった状況だったものですから、要項見直しの際に廃止しまして、平成31年度からはないというような状況でございます。

○高橋（龍）委員

それでは、この事業については、これまでどういったところで制度周知を図ってきたのでしょうか。予算特別委

員会の質問の中でも、シティプロモーションとターゲティングの話をしていただきました。その議論も踏まえてお聞きするのですが、移住相談のワンストップ窓口に来る以前の状況の方に訴求する方法というのは、どのように考えて、この事業を展開していたのでしょうか。そのアプローチの方法と、結果についての分析はどうか、狙いどおりの効果を得られたというふうに考えているのかどうかお答えください。

○（産業港湾）藤本主幹

この事業の周知等ですけれども、この事業につきましては、まずホームページへ掲載しておりますが、また本市への移住を考えている方を対象に移住希望者への小樽体験ツアーですとか、東京で開催される北海道暮らしフェアにおいて周知を図ってきたところがございます。

また、年度によりまして利用者のばらつきがありますし、また、移住だけに限れば、先ほど申しましたとおり、利用件数も少ないという状況は認識してございますので、今後とも利用者の増加に向けて取り組んでいければというふうに考えておりますが、もう一つの商店街の空き店舗解消ですとか活性化といった観点では、一定程度効果があったのではないかとというふうに認識しております。

○高橋（龍）委員

そうですね、必ずしも結果として悪かったものではないかと思っていて、私としても、その定住促進というところにはつながってきたかというふうに認識をしております。

次に、ほかの事業とのひもづけというのがどうかという観点でお聞きいたします。

例えば、同じあずましい暮らしプロジェクトの中には、リノベーションまちづくり交流事業というものもあります。次の項目の中でお聞きしていく部分ですが、先んじてこの項でも1点質問をさせていただきたいと思っております。

空き家解消と移住促進の目的を持つリノベーションまちづくり交流事業と、移住と起業という目的である創業支援の事業は、非常に親和性が高いというふうに考えています。あくまで1例ではあるのですが、今申し上げたように、商業起業家定住促進事業とほかの事業との間で有機的なつながりを考えて、部署間の連携が行われてきたのでしょうか。そうした考えのもとで行われた取り組みというのがあれば、主な例示をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）藤本主幹

なかなか委員がおっしゃられるような、びたりとした事例があるかどうか難しいところであるのですが、一応部内ではあるのですが、創業希望者に対しまして、これまで商業起業家定住促進事業助成金と創業支援補助金、こういった形で補助を行ってまいりましたけれども、これまでですと、商店街で起業される場合、家賃補助は商業労政課が担当するメニュー、内外装工事を行う場合は産業振興課という形で、ばらばらになっていたということで、手続が利用者にとっては煩雑であったということでもありますので、今年度から創業支援補助金に統合するといったような取り組みを進めてまいったというところがございます。

このほか、なかなかあれですが、先ほど答弁いたしましたとおり、企画政策室が所管する移住に関する事業の中で周知いただくとか、そういった形で対応しておりますので、今後とも庁内各部門と情報を共有しながら連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

平成30年度のお話をすると、部内では行ってきたということでした。部外でも、積極的に連携を行っていただきたかったと申し上げます。

◎建築ストック・リノベーションまちづくり事業費について

次に、建築ストック・リノベーションまちづくり事業費についてお聞きしたいと思います。その中から、初めに先ほど質問でも触れた点で、リノベーションまちづくり交流事業について伺っていきます。

事業の内容として、空き家、空き店舗の活用などに関する公開講座、見学ツアー、または良好空き家についての

売買等、所有者の意向調査と書かれてあります。

要は、使いたい人と売りたい、貸したい人に向けた、それぞれの事業ということだと認識をしているのですが、この事業内容について、具体的な説明と30年度の実績をお示しください。加えて、目標設定などについても、どうだったのかということをお示しいただけますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

公開講座、見学ツアー、空き家の利活用意識調査の具体説明、平成30年度の実績、目標設定についてでございます。

まず、講演、公開講座、見学ツアーにつきましては、公開講座はリノベーションの重要性や古い建物の価値について、またDIY、あるいは売買、賃貸の注意点などについて講師を呼び開催しております。見学ツアー、石蔵を活用している事例をツアーとして回り、現地で直接、オーナー、建築専門家から解説を受けるという内容になっております。

30年度の実績につきましては、公開講座は、1回40名の参加で2回、合計80名の参加を実施目標としておりましたが68名の参加実績となっております。見学ツアーは、1回12名の参加で4回、合計48名の参加を実施目標としておりましたが53名の参加実績となっております。

次に、空き家所有者への意識調査につきましては、市内中心部の空き家の所有者に対して、空き家の利活用等についての意識調査を目的としてアンケート調査を実施したものであります。30年度は、手宮、南小樽地区の良好、準不全と判断された空き家549カ所を対象に所有者調査を行いまして、所有者が判明した130名に郵送しております。アンケートの回収は60件を目標としておまして、戸別訪問でのアンケート回収を実施しましたが37名からの回答となっております。

○高橋（龍）委員

今、実績をお伺いいたしましたけれども、見学ツアーでは、目標を上回る人数が参加なさったのかというふうに捉えました。ただ、アンケートの部分では37件のみの回収ということで、若干こちらは少なかったという印象ですが、今の空き家の所有者への意向調査、アンケートの内容について、どういう資料を使って、何に基づいて、調査対象の方とつながったのかということと、調査の中で出た御意見、そして、それに対して、市としての見解をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

調査対象とつながる何人ぐらいに調査したかと、あと、出た意見への市の見解ということでございます。

平成27年度に実施した空家実態調査、外観からの登記簿上の所有者130人に配布し調査をしております。主な意見としましては、空き家、空き店舗になるきっかけについて、借家人や購入者が見つからないだとか、あと利活用が未定で困っている事柄や課題について、賃貸、解体の問い合わせ先が不明ということとなっております。

あと、市の見解としましては、利活用する場合にいろいろな情報の場が求められていると感じております。

○高橋（龍）委員

空き家対策ということも含めて考えると、本市では空き家・空き地バンクの制度も設けていますよね。空き家・空き地バンクと今のリノベーションまちづくり交流事業との関連性及び連携について、市としての考えをお聞かせいただきたいのですが、こちらはいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

空き家・空き地バンクとの関連性についてでございます。

アンケートの項目の一部には本市の空き家・空き地バンクの制度を知っているか、活用したいかの設問を盛り込んでおります。また、パンフレットもアンケートと同時に配布しております。

○高橋（龍）委員

今、アンケートの中に空き家・空き地バンクのことも書かれていたり、パンフレットを配ったということでお答えはいただきましたけれども、調査で出た意向というのも空き家対策としっかり共有した上で、さらに前に進んでいていただきたいと思います。これは要望です。

◎旧寿原邸改修事業費について

次に、旧寿原邸改修事業費についてお伺いいたします。

決算書にお試し移住施設の基本設計に基づいて内装を改修と書いてありました。具体的にどういった形で改修したのかお聞きしたいのですが、私も以前に旧寿原邸の中の掃除を手伝わせていただいたこともありますけれども、実際かなり老朽化も進んでいました。安全対策と快適性の向上のために改修を行ったということではありますが、約700万円の予算というか決算上約700万円でしたが、その中でどのくらい直せたのでしょうか。昨年度の改修において、安全対策と快適性、力点はどちらに置かれたのかというところもあわせてお答えください。

○（建設）公園緑地課長

700万円でどれくらい直せたのか、力点はどちらに置かれたのかということでございます。

まず700万円は、人が泊まれる最小限の設備としまして、水道や電気設備、畳の更新、ほか火災報知器などの設置を行いました。

あと、力点につきましては安全性と快適性の両方に力を入れて整備しております。

○高橋（龍）委員

人が泊まれる最低限ということで、確かに700万円と少ない予算の中でだったので難しい部分はあったかと思いますが、今直していただいた上で、お試し移住施設として平成30年度中に稼働できたのでしょうか。

また、お試し移住の際の滞在期間、費用、事業のプログラム等のメニューについて、参加人数や件数など目標設定と発展性という観点で考え方をお示しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

平成30年度に稼働できているのかでございしますが、移住施設としての活動も視野に入れておりますが、まだ途中段階であり稼働はできてございません。

○（総務）企画政策室木島主幹

お試し移住施設の運営ですとかそういったところの観点の問題でございしますが、滞在の日数ですとか費用、あとはどれくらいの方にお泊まりいただくかという目標については、現状決まったものは、まだございません。

それと、長期滞在は1カ月以上のよくある滞在ですとか短期間の滞在、それぞれメリット、デメリットがあると思いますし、現在ほかのところで長期滞在の施設も二つございますので、そちらの稼働率の関係ですとか、そういったところを見ながら参考にしていければというふうに考えてございます。

あと、実際に宿泊いただいた際のプログラムですとか、その発展の方向性につきましては、現在でもいろいろな体験メニューというのは観光面で多く設定はされているとは思いますが、そういったものの御案内ですとか、当然その後、民間の方々に御意見を伺いながら、例えば、市民の方の交流ですとか、そういったところも含めて魅力のあるものを考えていく必要があるのではないかとこのように考えております。

○高橋（龍）委員

最後に1点お伺いいたしますけれども、そうしたお試し移住という取り組みをするに当たって、顧客体験というものは非常に重要であると考えています。どういうことかといいますと、市民ないしは職員の方でも結構ですが、事業実施の本番前の段階で実際に同じ体験をすることで移住を呼びかけるために不足していること、もしくは物など細やかな気づきが得られるものだと思います。そうした観点からモニターツアーは行われたのでしょうか。恐らくまだプログラムが決まっていないということなので、行われていないかというふうにも思うのですが、もしあれ

ば結果についてもお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

現在は委員がおっしゃるとおり、そこまでまだ実施してございません。今後、旧寿原邸の活用を進めていく取り組みの中で、事前に行うモニターも検討してまいりたいと考えてございます。

○高橋（龍）委員

それでは、ぜひ行う際にはお声をいただきたいと要望を申し上げて、私の質問は終わります。

---

○面野委員

◎市有財産現在高について

私からは、先日、財政部から配付いただきました小樽市の財政という資料に沿って質問をさせていただきたいと思っております。

まずは市有財産現在高という項目について、この中に幾つかの資金、基金の残高が示されているのですが、その中から何点か、少なかったり、疑問に思うところを質問させていただきたいと思っております。

まずは教育振興基金、こちらの残高が平成26年度からの推移が載っているのですが、ここ近年ふえている様子がなくて、減ってしまっているのですが、現在30年決算では537万円。この事業は、このまま減っていくと枯渇してしまうのではないかとのおそれがあるのですが、この基金を使った事業について、どのようなものに充てられているのか。また、この基金が枯渇してしまうおそれというのは、可能性はあるのか、お伺いできますか。

○（教育）教育総務課長

本基金の主な使い道ですが、平成26年度以降、デジタル教材整備やICT教育促進事業として小学校への実物投影機、プロジェクター、大型テレビ導入費用に充当し、30年度からは中学校1年生の普通教室への大型テレビ導入費用に充当しております。令和元年度も引き続き中学校2年生の普通教室大型テレビ導入費用に充てることとしておりまして、来年度も同規模で、もし充当した場合は、基金は枯渇するものと思われまます。

○面野委員

枯渇してしまうということですが、後々まとめてお話ししたいと思っております。

次に、緑化事業資金基金についてですが、こちらも平成30年度の決算では1万7,000円となっているのですが、26年度の時点では200万円の基金残高があつて、現在1万7,000円。こちらも先ほどお伺いした基金と同様に枯渇してしまう可能性も含めて、この基金の使途、事業の使途、それから積み立てに充てられる財源というのは、どのようなものが考えられるのかお答えください。

○（建設）公園緑地課長

基金の使途でございます。緑化推進事業で、小樽公園、花園グリーンロード、入船公園など利用率の高い公園、緑地において、桜やツツジの開花が終わった後に緑以外の彩を確保することと市内の美観向上を目的としまして、花壇への花がえの植え込みのための苗と植え込み手間代に使われております。

○面野委員

ちなみに今質問の中で触れたのですが、この基金に充てられる財源というのは今お答えいただいていたでしょうか。聞き漏らしていたら、済みません、もう一度お願いします。

○（建設）公園緑地課長

答弁が漏れていまして、済みません。

積み立てに充てられる財源については寄附金であります。中身的には、花園グリーンロードの園芸市が開催されたときに、開催団体から緑化推進のためとしていただいたものが主でございます。

○面野委員

それでは、このところふえている様子もないということは、グリーンロードで開かれている団体からの寄附が現在はないという認識でよろしいですか。

○（建設）公園緑地課長

委員のおっしゃるとおり、現在はございません。

○面野委員

それでは次に、枯渇しそうな基金ばかり質問してあれですけれども、地域経済活性化等推進資金基金というものもございまして、こちらもここ数年で大分基金の現在高が減っているのですが、平成26年度にはおよそ3,866万円の基金がありましたけれども、29年度末から30年度にかけて大幅に減りまして、30年度の決算では113万円と示されておりました。この基金についても、この使途と、事業の使途と積み立てに充てられる財源というのは、どういものが考えられるのかお示してください。

○（産業港湾）商業労政課長

小樽市地域経済活性化等推進資金基金ですけれども、平成21年第3回定例会におきまして、資金基金条例の一部改正し設置しておりますが、まず使途につきましては、基金の目的が、雇用の維持及び創出を図るとともに地域経済の活性化及び産業の振興を推進するための事業の資金とするためのものでありまして、これまで小・中学校の洋式トイレ設置、あとは公立保育所の施設維持補修、クルーズの推進、あとは観光客の受け入れ、商店街振興、高校生の就職支援、地場産品の販路拡大、こういった事業に充当してまいりました。

また財源につきましては、21年度と22年度におきまして、地域雇用創出推進費が地方交付税として国から交付されまして、21年第3回定例会で2億6,100万円を新規で積み立てをして、23年第1回定例会で8,400万円を積み増ししてございます。また、27年度にはプレミアム商品券の未換金152万8,000円を積み増ししております。それ以外は預金の利子等の積み立てによってなっております。

○面野委員

いずれの基金も、現在もこれからも継続していかなければいけないような事業に充当されているというような認識を受けましたけれども、この残高を見る限りでは、これから何かしらの対策を打って基金を少しでもふやしていかないと、きっとこれからこの基金が枯渇すると一般会計からの充当ということになって、全て単費で賄うというようなことが考えられるかというふうに思いました。

この寄附制度、条例基金があるということは、これから各担当者の方々がいろいろ対策を考えていただいて、余り見なれない寄附金、基金もありますので、市民の方を含めて、広い視野を持って寄附金の集め方、それから緑化事業に関しては多分ボランティアの皆さんのお手伝いも必要になってくる事業かと思っておりますので、そういった部分でも、今後情報発信というのですか、寄附金があるので御理解をいただけるような、そういうような工夫も必要かというふうに思いました。

次に、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金とふるさと応援基金についてお伺いしたいと思います。これまで寄附金として、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金積立金とふるさと応援基金積立金という二つのふるさと納税からの基金があるのですが、平成30年における現在高で、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金積立金が約5,242万円、ふるさと応援基金積立金が約1億787万円、私も、どういったような制度なのかということを知りたくてホームページから申し込みを、どういうふうにするのかということも含めて気になったのでやってみたのですが、なかなか少しわかりにくかったので、この二つの寄附金の区別は、どのように行っているのか御説明ください。

○（財政）契約管財課長

寄附者の方がポータルサイトを使って寄附する場合に、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金もしくは

はふるさと応援基金を選択する方法についてでございますが、まずポータルサイトで寄附者が返礼品を選択いたしますと、その寄附金の使い道の選択画面となります。ここでは11種類の使い道を選択することができるものでございます。このうち小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に寄附する場合は、小樽ファンと記載がされております例えば旧国鉄手宮線への保全・活用など6項目を選択することとなります。それ以外のあずまし暮らしプロジェクトなど5項目を選択した場合には、ふるさと応援基金に寄附となるものでございます。

**○面野委員**

ちなみに小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に寄附をすると、小樽ファン認定証というものが発行されると聞いているのですけれども、これはふるさと応援基金に寄附しても小樽ファン認定証はいただけないという認識でよろしいのでしょうか。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹**

今、委員のおっしゃったとおり、ふるさと応援基金には認定証は送付されません。

**○面野委員**

それでは小樽ファン認定証について、何点かお伺いしたいのですけれども、こちらの認定証は、最終的には名誉小樽ファン認定証というものがいただけるということで私も調べたのですが、この名誉小樽ファン認定証について、どういったら発行していただけるのかも含めて、特典も含めて、御説明をお願いします。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹**

小樽ファン認定証は、令和元年5月31日まで1年に5,000円以上の寄附を1回以上5年間寄附していただいた方に送付してございます。総合博物館や文学館、美術館といった本市の社会教育施設で無期限で入館できるものでございます。

**○面野委員**

ちなみに、これまで名誉小樽ファン認定証は何名の方が取得しているというか、いただいているのでしょうか。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹**

名誉小樽ファン認定証は令和元年5月31日まで133名に送付しております。

**○面野委員**

先ほどの答弁でも少し触れられていたのですが、この認定証の発行が終了するというお話も聞いていますけれども、この終了する理由と、終了した後の名誉小樽ファン認定証の無期限という特典は消滅しないのか、あわせて御説明ください。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹**

小樽ファンの認定証につきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に5,000円以上寄附をいただいた全ての方に小樽ファンとして認定することに加えまして、文学館や美術館などの施設へ無料で何回も入館可能となる特典を付与したものでありまして、返礼品としては扱ってございませんでした。

このたびの地方税法の改正により返礼品が寄附額の3割以内になったこと、さらにファン認定証の特典が返礼品とみなされることになりました。このことからファン認定証の特典は施設の入館回数によっては寄附額の3割を超える返礼品になってしまうことから、この制度を継続した場合には、ふるさと納税の対象団体の指定にかかる基準に該当しなくなるため、このたび認定証の送付を終了したものでございます。

それと、無期限の特典ですけれども、令和元年5月31日までに送付している名誉小樽ファンの認定証につきましては、委員がおっしゃったとおり、無期限特典は消滅しません。

**○面野委員**

少し寂しいような気もしますが、法律の部分でひっかかるということでしたし方ないかと思っておりますけれども、堅調に寄附額も伸びているということで、今後にも引き続いて、ふるさと納税に関しては私も注目していきたいと思

います。

◎歳出の減少について

次に、財政規模の状況についてお伺いさせていただきます。

平成30年度の一般会計の財政規模が前年度と対比すると17億638万7,000円、割合にすると3.1%縮小しているのですけれども、この主な項目をお示してください。

○（財政）財政課長

歳出の決算規模が前年度と比較しまして、約17億638万7,000円減少した理由につきましては、教育費において、山の手小学校の建設工事が皆減したことにより、教育費全体で約13億200万円減少したことや、公債費において市債元金償還金及び利子で約2億5,700万円減少したことなどによるものです。

○面野委員

では、今の中の2億5,700万円の部分は、この科目でいうと、諸支出費というものに当たるものでしょうか。

○（財政）財政課長

2億5,700万円前年度と比べて減少した部分につきましては、これは諸支出金のところではなくて、公債費のところです。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。